

出席委員 黒沢委員長、吉田副委員長  
福岡委員、青木委員、茂内委員、馬谷原委員、横手委員  
岸本議長

欠席委員 なし

説明者 原田環境経済部長、原産業振興課長、工藤主幹、中島副主幹、牧田主査  
大山環境課長、徳江副主幹、赤井副主幹、越原主査、阿久津主査  
吉田農政課長（兼）農業委員会事務局長、広田主査、岸主査  
畠山都市建設部長、勝又道路課長、彦坂副技幹、小泉主任技師、山口主事  
西島下水道課長、遠藤副主幹、飯田副技幹、前島主任主事  
柏沼都市計画課長、大鷲副主幹、大野副技幹、鈴木主査  
飯尾都市整備課長、小林副技幹  
大平会計管理者（兼）会計課長、袴田副主幹  
大八木選挙管理委員会事務局書記長、中野主任主事  
磯崎監査委員事務局長

#### 案 件

（付託議案）

- 議案第53号 令和7年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第54号 令和7年度寒川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第55号 令和7年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第56号 令和7年度寒川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第57号 令和7年度寒川町下水道事業特別会計決算の認定について

令和7年9月17日

午前9時00分 開会

【黒沢委員長】 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまより決算特別委員会第3日目を開催させていただきます。

まず、傍聴の方がまた1名、傍聴申出書が出ておりますけども、傍聴はよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【黒沢委員長】 それでは、執行部入室、また傍聴者入室まで暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより、環境経済部産業振興課の審査に入ってまいります。執行部より説明をお願いいたします。

原田環境経済部長。

【原田環境経済部長】 改めまして、おはようございます。それでは、環境経済部が所管いたします3課の決算審査をよろしくお願ひいたします。

初めに、産業振興課の決算審査となります。説明につきましては原産業振興課長が、質疑につきましては出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

【黒沢委員長】 原産業振興課長。

【原産業振興課長】 それでは、環境経済部産業振興課所管の令和6年度決算につきまして、決算特別委員会説明（参考）資料により説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

タブレット資料の2ページをご覧ください。勤労者福祉事務経費の旅費については、職員の普通旅費でございます。次に、負担金、補助及び交付金は、タブレット資料11ページも併せてご覧ください。メーデー補助金湘南地区障害者卓球大会負担金及び湘南地域労働者福祉協議会補助金でございます。不用額につきましては、記載のとおりです。

続きまして、タブレット資料3ページをご覧ください。勤労者福祉事業費の報償費は、技能者表彰事業に要する記念品及び簡代でございます。昨年度は、技能功労者2名、優秀技能者4名、計6名の方を表彰させていただきました。負担金、補助及び交付金の負担金は、ハローワーク藤沢、藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市と連携協力し、毎年1月に開催しております湘南合同就職面接会の負担金3万1,700円で、ハローワーク藤沢管内の30企業と97名の求職者が参加いたしました。次に、補助金でございます。タブレット資料11ページも併せてご覧ください。寒川町勤労者個人住宅取得奨励金は、町内に住宅を取得した勤労者に対し、寒川町共通商品券を交付する事業で、実績は122件ございました。勤労者教育資金利子補助金は、勤労者家族の就学促進と教育費の軽減を図るため、教育資金の融資利子の一部を補助するもので、実績は3件ございました。貸付金は、勤労者福利資金預託金でございまして、勤労者の生活安定と福祉の向上を図るため、生活資金融資の貸付資金として中央労働金庫に預託するもので、融資枠は3倍協調となっております。6年度末における実績は、貸付件数17件ございました。特定財源と不用額につきましては、記載のとおりです。

続きまして、タブレット資料4ページをご覧ください。職員給与費につきましては、部長を含めた職員10名分の入件費でございます。特定財源につきましては、記載のとおりです。

続きまして、タブレット資料5ページをご覧ください。商工業振興事務経費の旅費は、職員の旅費でございます。不用額につきましては、予定されていた会議等がオンライン会議等になったためです。

続きまして、タブレット資料6ページをご覧ください。商業振興事業費でございます。報償費は、優良小売店舗の町長賞に伴う記念品購入代金でございます。負担金、補助及び交付金の負担金でございます。成長意欲のある企業の発掘などを目的として湘南産業振興財団が実施している湘南ビジネスコンテストへの負担金2万5,000円でございます。次に、町産業の総合的な振興を図るため産業まつり実行委員会へ交付金200万円を支出いたしました。

続いて、補助金につきましては、補助金等の説明資料12ページも併せてご覧ください。商工会補助金は、町商工業の総合的振興を図るため、寒川町商工会に対して補助を行ったものです。この補助金は、例年地域活性化事業として商工業振興や労務対策などの事業費に対する補助として交付しております。令和6年度は、新たに寒川版地域通貨さむかわPayの導入運営に対しても補助をいたしました。商店街協働施設補助金は、3商店街に対する補助、寒川町にぎわい創出支援事業補助金は、商業振興と地域活性化を目的に事業を実施したラーテルイベント実行委員会、寒川ビッグタウン6実行委員会に対する

補助、商業協同組合すいせんカード事業補助金は、個店への誘客を促進するため商業協同組合が実施しているすいせんカード事業への補助、小規模事業者経営改善資金融資利子補助金は、経営改善資金融資を利用した企業に対する利子補助で、実績は20件でございます。中小企業退職金共済掛金補助金は、中小企業の振興と従業員の雇用安定及び福祉の向上のため事業主が負担する退職金共済掛金の一部に対する補助で、実績は6社27名分でございます。創業者支援利子補助金は、町内で創業を目指す方へ新たなビジネスの創出や創業者を支援する環境を整備するため、創業融資に係る利子の一部を補助するもので、実績は7件でございました。寒川町住宅リフォーム等建築工事推進助成金は、町内の事業者を利用し住宅をリフォームした町民の負担軽減と地域経済の活性化を図るため、寒川町共通商品券を交付したもので、実績は67件でございました。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、タブレット資料7ページをご覧ください。企業支援事業費の報償費は、中小企業支援のために配置した地域コンシェルジュ中小企業診断士4名に対する謝礼でございます。需用費は、地域経済コンシェルジュを委嘱しております中小企業診断士の名刺代でございます。使用料及び賃借料は、創業を支援するツール、地域のポテンシャルをデータとして提供できる市場情報評価ナビ、M i e N aの使用料でございます。次に、負担金、補助及び交付金の負担金でございます。産業の町ネットワーク推進協議会負担金は、東日本の工業都市の担当者の交流を通して地域間企業ネットワークの推進を図り、地域経済の発展に寄与することを目的に加入している協議会への負担金3万円でございます。

続いて、補助金でございます。補助金等の説明資料13ページも併せてご覧ください。寒川エコノミックガーデニング推進協議会補助金は、町内企業の支援を行っている各機関と役割の共有化を図ることにより、地域経済の成長と企業が活動している環境づくりを行うことを目的とした協議会へ補助しております。中小企業活性化事業補助金は、展示会への出展やホームページの作成など販路拡大に係る事業費13件、事業経営上有用な専門性の高い資格取得4件に対して補助をいたしました。中小企業信用保証料補助金は、町の中小企業事業資金融資や中小企業施設整備資金特別融資、また県の小規模事業資金融資の融資制度を利用し、神奈川県信用保証協会に支払った信用保証料の一部を補助するもので、実績は64件となっております。中小企業施設整備資金特別融資利子補助金は、町の中小企業施設整備資金特別融資を利用した企業に対する利子補給を行い、実績は4件となっております。中小企業事業資金融資利子補助金は、中小企業者の経営合理化促進及び振興を図るため、町内中小企業が町事業資金融資を活用した場合の融資に対して利子の一部を金融機関へ利子補給するもので、実績は97件となっております。次に、貸付金でございます。町内4金融機関にお願いしております中小企業施設整備資金特別融資及び中小企業事業資金融資の預託金を貸付けしたものでございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりです。特定財源につきましては、記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料8ページをご覧ください。企業等立地促進事業費でございます。町は立地促進のための奨励策として、固定資産税等の軽減を行う税制優遇、雇用に対する助成、県の企業立地促進融資に対する利子補助を行っているところです。令和6年度にあった1件の立地については、税制優遇には該当し税の軽減はあったものの、この企業等立地促進事業費の企業立地雇用奨励金及び企業立地促進融資利子補助金には該当しなかったため予算の執行はございませんでした。

次に、タブレット資料の9ページをご覧ください。観光事務経費でございます。旅費は、職員の出張

に伴う普通旅費でございます。需用費の光熱水費は、寒川北インター入口に設置しております案内看板に伴う電気使用料でございます。役務費は、寒川駅にございます周辺案内図等の建物共済保険料でございます。

次に、タブレット資料10ページをお願いいたします。観光振興事業費の需用費の消耗品費は、県内県外で行っている観光誘客キャンペーン等の際に配布するノベルティ購入費でございます。負担金、補助及び交付金の負担金でございます。湘南地区観光振興協議会へ14万5,000円、県観光協会へ3万円をそれぞれ交付いたしました。補助金の説明資料は、タブレット資料14ページも併せてご覧ください。町観光協会補助金は、町観光協会に対する補助金、浜降祭補助金は、浜降祭実行委員会へ30万円、さむかわ神輿まつり実行委員会へ20万円の補助金でございます。

以上、産業振興課所管の令和6年度決算についての説明とさせていただきます。

引き続き、寒川エコノミックガーデニング推進事業令和6年度の取組についてご報告させていただきます。タブレット資料は16ページをご覧ください。寒川エコノミックガーデニングにつきましては、経営支援、創業支援、支援機関の連携を取組の柱として推進しております。

タブレット資料の17ページをご覧ください。令和6年度の企業訪問等件数につきましては、経営課題整理が178件、現況確認等が284件となり、合計の訪問件数は462件となっております。主な取組内容は記載のとおりで、販路拡大支援に伴うPRレポートの作成支援や事業承継診断の実施及び相談支援等を行ってまいりました。

タブレット資料の18ページをご覧ください。経営者のコミュニティである寒川次世代経営者研究会の活動支援内容でございます。毎月1回行われる定例会では、各企業の事業計画の発表や意見交換のほか公園や町内外の企業への視察や交流を行っております。

続きまして、タブレット資料19ページをご覧ください。寒川エコノミックガーデニング推進協議会についてでございます。寒川エコノミックガーデニング推進協議会は、国や県、町内金融機関のほか、日本政策金融公庫、神奈川県信用保証協会、寒川町商工会、寒川町工業協会、不動産業協会、学識経験者等を構成団体とし、町内における意欲ある企業が活動しやすいビジネス環境をつくり、地域企業等の成長により地域経済の活性化を図るため、関係機関及び関係団体相互間の厳密な連携の下にエコノミックガーデニングを円滑に推進することを目的に取り組んでおります。

タブレット資料の20ページをご覧ください。令和6年度寒川エコノミックガーデニング推進協議会の運営内容でございます。総会をはじめ拡大ワーキンググループ会議、支援機関連携の活性化に向けた意見交換を行ってまいりました。

タブレット資料の21ページにつきましては、協議会の事業として、町と共に催・連携によるセミナー等の一覧となっております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑はございますか。  
青木委員。

【青木委員】 まず、勤労者福祉事業費についてお尋ねします。これは去年の説明ですと、先ほども言っていたんですけど、貸付限度額は300万円、融資枠は3倍協調という説明があったんですけど、貸

付けは17件ということだったので、その辺の効果と、あと前年に比べて、これが要因かどうか分からないんですけど、その推移をお尋ねします。それと12分の6ページの商業振興事業費の住宅リフォームについてなんんですけど、今説明の中で令和6年は67件という説明があったんですけど、前年に比べてどのぐらい実績があったのかということと、制度が変わって10年たつたら、また住宅リフォームができるようになつたじゃないですか。10年たつた住宅リフォームの実績も併せてお尋ねします。それとあと観光振興事業費、こちらなんんですけど、去年の説明で、これはびっちょり祭のことに触れていたんですけど、びっちょり祭について今回は諸事情で予算に組むことはできませんでしたと言っていた上で、それで現在新たにイベント実績に向けて関係団体と検討を重ねていますというような説明があったんですね。まずそういったところを併せて団体と新しいイベントをやるために検討をどう重ねたのかと、実際検討を重ねて令和6年はやつたのかどうかということを確認させてください。

【黒沢委員長】 それでは、順次お答えをお願いできますか。

原産業振興課長。

【原産業振興課長】 質問を3点いただいたと思います。まず1点目の勤労者福祉資金についてでございます。こちらは件数については令和6年度17件で、令和5年度については20件でございました。効果についてでございますが、こちらの貸付けにつきましては、3倍協調で行っておりますので、5,000万円強の額が実際にこちらの貸付けに回っていると計算しております。それから住宅リフォームについてでございます。住宅リフォームの件数につきましては、令和6年度67件という中で、令和5年度は73件でございました。それから令和4年度より10年経過していれば再申請可能ということで、制度は変更がありましたけども、こちらについては現在ございません。それから3点目の観光について、びっちょり祭についてでございます。びっちょり祭については、令和6年度予算に計上を確かにしておりません。代わりのイベントということで、スポーツデイの中で共にびっちょり祭の代替というわけではございませんけども、スポーツまつりを観光協会、産業振興課、スポーツ課と協力してやっている状況でございます。

以上です。

【黒沢委員長】 補足がありますか。

中島副主幹。

【中島副主幹】 すみません。住宅リフォームで1つご質問いただいたところが抜けておりましたので、回答させていただきます。10年度経過した場合の申請件数につきまして、令和6年度についてはゼロ件でございました。令和5年度には1件で、数は少ないと認識しております。

以上です。

【黒沢委員長】 青木委員。

【青木委員】 1つ目の勤労者福祉事業費については、増えていると認識しましたけど、これによって増えたという認識なのかどうかということをお聞かせください。それと住宅リフォーム制度については、前年度に比べて73から67、そう減ってはいないけども減っている傾向ということで、あと10年で再度使える制度についても、1件ということで、なかなか周知がされていないのかなと思ったんですけど、去年耐震について住宅リフォームを使えるということをアピールしてくれと言つたんですけど、この中

で耐震に関わる住宅リフォームというのをやったのか、確認ができるればお答えください。それとスポーツデイに絡んで、びっちょり祭に代わるイベントをやっているということで、これは分かりました。最後に、びっちょり祭に代わっているんですけど、びっちょり祭は今後考えていないということでおろしいんですかね。その辺をお聞かせください。

【黒沢委員長】 青木委員、1個目の再質問の、これによって増えたのかの「これ」はどういうことですか。

【青木委員】 だから300万円超になったことによって効果があったのかです。

【黒沢委員長】 ということだそうです。

原産業振興課長。

【原産業振興課長】 1点目の勤労者福祉資金貸付けについてでございますけれども、3倍協調で、限度額は300万円ということでやらせていただいているところです。件数は減っているんですけども、貸付額自体は増えておりますので、そちらで増えているというような判断をさせていただいております。それから2点目、住宅リフォームについては、耐震については把握しておりません。申し訳ございません。それから3点目、びっちょり祭の検討や今後についてですけども、そちらについても今現在では報告できるようなことはございません。

以上です。

【黒沢委員長】 青木委員。

【青木委員】 分かりました。融資額が増えて、融資するほうは増えたということで分かりました。理解しましたので、結構です。あと住宅リフォームについてなんんですけど、去年あくまでも商業振興をするという意味なので、その辺はということだったんですけど、ただ、住宅リフォームは今減っている中で、そういうところもPRに一言加えれば住宅リフォームを使っていただく方もそれを見て増えていくんじゃないかなと思っているんですけど、振興なんんですけど、一言加えて住宅リフォームを利用してもらうような考えがあるかというのを最後にお聞きします。分かりました。何も言うことがないというので、こちらも結構でございます。以上、住宅リフォームだけですね。

【黒沢委員長】 中島副主幹。

【中島副主幹】 住宅リフォームの件で回答させていただきます。耐震改修工事につきましては、チラシの中に対象として取り上げているところでございます。あとは窓口に来られた際にも、状況に応じて都市計画課でも耐震診断ですか、事業を持っている部分がございますので、そちらをご案内するなど対応させていただいているところでございます。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

福岡委員。

【福岡委員】 たくさんあるんですけども、まず、勤労福祉事業費なんですが、勤労者教育資金利子補助なんですが、予算10万円に対して実績1万8,200円、18.2%の利用率かなと思いまして、昨年もほぼ同水準の金額だったなど、令和5年度ですね。そうなるとかなり利用率は低迷しているかなと思うんですが、それについての見解をお聞かせください。2つ目の住宅リフォームの工事助成金なんですが、

先ほど減っているというお話もあったんですが、200万円の予算に対しては196万7,000円で、98.4%、ほぼ使われていらっしゃるのかなと、令和5年度も予算に対する割合だとかなり超えているので、利用状況としてはかなりいい状況なのかなと思うんですが、その分個人住宅取得奨励金、こちらは610万円、700万円の予算に対してという形なので、利用率87%なので、10%以上の開きがある状態だったので、同じ住宅に関する補助だったり、助成だったりするんですが、差があるので、それはどうした原因と理由なのか教えていただけたらと思います。続いて、同じように商業振興事業費になるんですが、小規模事業経営者改善資金融資補助金、中小企業退職金共済掛金補助金、創業者支援利子補助金をそれぞれやられていると思うんですが、令和7年度の予算では小規模事業経営者改善資金は予算が半減になっていたんですが、令和6年の実績を見ると、中小企業退職金共済掛金補助金のほうが利用率が低いのですが、令和7年度は半減しているのに実際の令和6年度の利用実績としては、中小企業退職金共済掛金補助金のほうが低かったので、どういった評価をされていらっしゃったのかなというのをお聞かせください。続いて、商工業振興事業費なんですが、これは直接令和6年度時点の予算ではないんですが、商工会に補助されている……。

【黒沢委員長】 令和6年度ではないですか。

【福岡委員】 直接ということなんですが。

【黒沢委員長】 どういうことですか。

【福岡委員】 続けていいですか。待ったほうがいいですか。

【黒沢委員長】 令和6年度の補助金じゃなくて、どこの補助金になるのか。

【福岡委員】 内容としては、商工会に補助金を出されていて、にぎわい交流創出ゾーンの調査研究事業、令和4年、5年で事業に対する補助を出されていたんですが、調査自体は終わってから町商工会のホームページに記載されるという形だったんですが、令和6年度の進捗状況とか、そういったものは確認しているのかどうかを1点確認したいと思います、お聞かせいただければというところです。なので、直接令和6年度に補助金を出しているわけではないんですが、ただ、その進捗は追いかけているのかどうかの確認です。続いて、企業立地促進事業費、8ページですね。こちらは企業立地雇用促進奨励金と企業立地促進融資利子補助金が不用額として全額計上されているなど、令和5年度も使われていなかった、そういう形になりますので、担当部局としての見解と2期連続で特に何も使われていないことについての課題などについてお聞かせいただけたらと思います。続いて、施策評価になるんですが、施策評価の73ページの住民満足度、魅力的な店舗が増えているかという質問に対して、23.4%という結果でした。創業者数については、目標20に対して35と超過していたんですが、では、廃業者はどのような形になっているのかをお聞かせください。続いて、エコノミックガーデニングで、非常によく取り組まれていらっしゃって効果も出ているのかなと思うんですが、1点だけ、事業承継支援、これについては目標値を下回っていましたので、それに対する受け止めなどを教えていただけたらと思います。次に、観光振興事業費なんですが、町に対する観光客なんですが、非常に多く200万人を超える観光客がいらっしゃっているんですが、その方たちをターゲットにした町への回遊や消費活動の戦略は、どういったものに取り組まれたのかを教えてください。

以上です。

【黒沢委員長】 全部で8点でよろしいですか。それでは、順次お答えをお願いします。

原産業振興課長。

【原産業振興課長】 まず、1点目の教育資金の貸付けについて、伸び悩んでいるということについてのご質問でございますけれども、こちらについて、実際に教育資金について中央労金からの貸付けを行っているものなんですけれども、ほかにも借りられるところが、制度ができた当初に比べて増えてきたということもあって、こちらの制度が今伸び悩んでいる、ほかでも使えるので、こちらがあまり使われないという状況になっております。それから2点目の個人住宅取得について、リフォームについて、こちらが少ないんじゃないかということで、実際にこちらの利用件数は減ってはいるところなんですけれども、令和6年度については新規の住宅の着工件数は増えたと言いつつも、持ち家の件数というのはそんなに増えていない状況ですので、全国的な流れの中で横ばいなんですけども、寒川町の状況としても、おかしくないのではないかと捉えております。

【黒沢委員長】 中島副主幹。

【中島副主幹】 3点目の小規模事業者経営改善資金融資利子補助金と中小企業退職金の補助金で、どのような評価というふうにご質問いただいているかと思います。まず小規模事業者経営改善資金融資利子補助金につきましては、令和5年、令和4年度共に決算額としましては10万円台の決算額で推移しておりました。そうした中で実績を踏まえたという点と、あとはこの事業自体が商工会を経由して申請をしていただくようなものになっております。商工会にも状況ですとか、そういったところを聞き取りした上で、そんなに増えないだろうという見込みをして、減額に至っているところでございます。ただ、予算のタイミングと、あと令和6年度の申請のタイミングというのが、どうしてもずれてしまう関係がありまして、このようなずれが生じていると考えております。中小企業退職金につきましては、あくまでも申請いただいたときにきちんと対応ができるように、実績は令和4年、5年、こちらも11万円とか15万円を支出しているときもございましたので、それに合わせて対応ができるようにという形で予算を組んでいるところでございます。

以上です。

【黒沢委員長】 原産業振興課長。

【原産業振興課長】 4点目に質問をいただきました商工会のにぎわいゾーンについての進捗状況ということですけども、確かに令和4年度、令和5年度については補助金を出してやっておりまして、令和6年度は商工会内部でこちらの調査をしているということです。町としてもその状況は聞いているという状況でございます。5番目の企業立地についての課題をどう捉えるかということですが、立地自体は令和6年度に1件でございました。令和5年度は3件あったのが現状で、企業立地雇用奨励金がなぜ使われないかということですけども、雇用をした場合、1年経過した方がまだ寒川町にお住まいの場合ですと、こちらの奨励金が出るものになっておるんですけども、なかなかそこまで企業でも追い切れないというか、使いづらいというような制度になっておりまして、内容は町の産業振興課としても使いづらい部分があるなという認識はしております。

【黒沢委員長】 牧田主査。

【牧田主査】 私からは、廃業の数と事業承継支援についてお答えさせていただきたいと思います。

廃業については、法人のみの件数となってしまうんですけれども、推移としては令和4年度が47件、令和5年度が60件、令和6年度が40件になります。続いて、事業承継支援についてなんですかけれども、目標を下回っているということでしたけれども、町としては地域経済コンシェルジュ、いわゆる中小企業診断士の先生が訪問の際に、いろいろ承継について後継者がいるとか、そういうのは随時聞いていて、支援を求めているということであれば、そのまま継続的な支援に入るんですけれども、なかなかそこまで今の段階では大丈夫というか、経営者の意思を尊重しなくてはいけない場面はありますので、無理やりこちらからやったほうがいいですとあまり押し切るのも、いかがものかというのもありますし、件数が伸び悩んでいることがあります。ただ、事業承継については、国でも進めているというか、推奨している事業ですので、神奈川県にも事業承継・引継ぎセンターとか、そういう専門的なところがあるので、そういう部屋と連携しながら件数というか、支援に実際結びつくような取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

【黒沢委員長】 原産業振興課長。

【原産業振興課長】 8点目の観光協会についてのご質問でございます。委員おっしゃるとおり、観光入込客数は、寒川は250万9,000人という数になっておりまして、観光に来られた方にどういう戦略かということですけども、今観光協会では、来ておられる方にガイドツアーみたいなものも催しております、そちらで町内を周遊してもらうという点と、あと実は商業に寒川のメニュー、新たな献立というか、飲食店で作るようなこともやって消費を促すようなことをやっているところです。

以上です。

【黒沢委員長】 福岡委員。

【福岡委員】 それでお答えいただきました。ありがとうございます。続いてになります。1点目の教育資金利子補助の件なんですかけども、ほかの金融機関の融資とかローン、そういうものもあるというお話をいたしましたが、それは十分理解しているんですが、ただ、事業として中央労金さんとの教育資金の利子補助をやっている以上は、これが伸びていくというか、使われていくような制度にしていかなければいけないかなと思います。ほかのものもあるので少ないのであれば、では、この事業自体の目的としては達成できているから要らないということになってしまふと思うので、この事業を使っていただくために使い勝手が悪い部分であったり、そういう声を聞いて改善していくかなければいけないかなと思うのですが、そういう部分について改めて取組の考え方などについてお聞かせください。続いて、個人住宅取得奨励金の利用状況についてなんですが、着工件数などは分かるんですが、住宅リフォーム工事助成金と比べて利用率が10%以上も開いていたので、周知であったり、利用、使い勝手とか、そういう部分について差があったのかという観点を聞きたいなところではあったんですが、住宅リフォーム工事助成金は、ほぼ100%の利用率で推移していたのに、個人住宅取得奨励金は違うなというところがだったので、それにもう少し特化してお聞かせいただけたらと思います。3番目の中規模事業経営者改善資金などについては、令和6年度がこういう結果であつただけで、令和5年、令和4年は特に推移としては需要としては高くなかったということで、令和6年がまたまであったので、これは分かりましたので、答弁は結構です。続いてのにぎわい交流創出ゾーンの調査研究なんですが、商工会でやってい

るのはもちろん把握していると思うんですが、その進捗状況、今どこまでいったのか、そしていつ調査が終わるのか、そういう部分の具体的な進捗についての確認などをされているのか、また、されているのであればいつ時点が終わる予定なのか、そしていつ公表されるのかというところまで追いかけていただきたいと思うんですが、その確認状況を改めてお聞かせください。続いて、企業立地促進事業費なんですが、使いづらい制度であれば、なぜ早期に直さないのか、令和5年度も使われていない、令和6年度も使われていない状況なので、使われていないものをただそのまま放置してしまっては、同じ結果が出るだけではないかなと思います。特に当該制度は令和8年3月いっぱいで条例が切れるというのは分かっているんですが、ただ、それでもそれまで何もしないのかというところについては疑問を感じますので、その部分について、使い勝手が悪いのであれば、どのように使いやすくしていくのか、そういう考え方を改めてお聞かせください。続いて、住民満足度の魅力的な店舗の件なんですが、創業と廃業の件数を比較しますと、創業の件数に対して廃業の件数が増えている、多いのかなという実績になります。そうなると住民満足度の魅力的な店舗が増えているかというところについては、廃業の件数のほうが多いので、現実的になかなか増えていないという結果にもなってしまうのかなと思いますが、それについての見解を改めてお聞かせいただければと思います。続いて、事業承継支援、事業者の方のニーズとか、需要、情勢に応じて対応していただいているということなんですが、さっきおっしゃったとおり、全国的な問題ではあると思うので、行政も踏み込んで事業承継支援、しかも直近ではなくても、少し先の話でも入り込んで取り組んでいくことが、将来的な事業承継のスムーズな移行につながるのかなと思いますので、継続してやっていただけたらと思います。これは意見なので答弁は結構です。続いて、観光振興事業費なんですが、ガイドツアーとか、新たなメニュー、献立みたいなものをされているという話だったんですが、250万人の方をターゲットにした消費活動の戦略としては、少し弱いのではないかと思うのですが、大量の観光者数だと思うんですね、250万人は、この町の大きさに比べると。それをうまく経済効果に波及できていないんではないかと思うのですが、それについての見解を改めてお聞かせいただけたらと思います。

以上です。

【黒沢委員長】 原産業振興課長。

【原産業振興課長】 1点目の教育資金の改善についてですけれども、こちらは、おっしゃるとおり、使いやすいような、それとも今後どうするか方向性も含めて検討していきたいと考えております。それから2点目のリフォームと新築についてでございます。周知がリフォームは行き届いて、新築はということだと思うんですけども、リフォームはリフォーム会社に周知しておりますし、新築は別のものだと考えておりますので、周知の方法の違いというのが、もともとあるものとは思っておりますので……。

【黒沢委員長】 課長、2点目については、多分予算を立てたところに関して差が出ているよねという話なので、予算組みしたときの考え方をお話ししていただければなど。当然両方共これまでの実績に基づいて立てたんだけれども、住宅購入の奨励金については、新築の戸数も減っているので、結果としてこうなったんだと思うんだけど、予算を立てたときの見込みの考え方をお話ししていただいたほうがいいのかなと思うんですけど。

原産業振興課長。

【原産業振興課長】 予算のときの新築についての見込みということでいうと、見込みが、やはりそのときの読みが甘かったとしか言いようがないですね。令和4年度から令和5年度に減っていると思うんですね。それで令和6年度を迎えるに当たって、また令和6年度で伸びるという読みの下でこちらの予算を組んでおりますけれども、実際にはそこまで伸びがなかったというのが現状でございます。それから、企業立地についての私の説明の中で、使いづらい制度であるというような申し方をして申し訳ございません。すみません。実際に企業立地について、こちらも今年度条例も見直しを検討しているところですので、こちらについても検討を進めていく予定でございます。

【黒沢委員長】 牧田主査。

【牧田主査】 私からは、創業と廃業の関係でお答えさせていただきます。先ほどの事業承継と同じような形で、地域経済コンシェルジュの方が支援をすることによって、いかに廃業を減らすかということは、もちろん今も継続して行っているところであります。創業に対しては、国でも創業に近年力を入れていますので、寒川町でもそれに力を入れて、昨年度から創業セミナーを受けた方に対して個別に訪問したり、個別に連絡をとて情報提供とか、いろいろなできることを今展開しております。今年度については、またセミナーも開始するんですけども、それと同じような形で動画で創業支援セミナーというものを今やっておりまして、これがほかの町とか市ではあまりない取組なのかなというところで、うちの強みであると思っています。引き続き創業支援に力を入れて、廃業するよりか創業者が上回るという実績を残したいと考えております。

以上です。

【黒沢委員長】 原産業振興課長。

【原産業振興課長】 8点目にいただいた観光協会、観光客についての町の見解です。実際に寒川に観光客が各国からたくさん訪れています。それからその観光客を生かし切れていないというのは、今年、去年に始まった話ではなくて、ずっと永遠に寒川町の課題としてあると思います。その中で、これをどうしようと今すぐ見解を述べることはできないんですけども、どのように来られた方を生かしていくのかは今後も考えていきたいと考えております。

以上です。

【黒沢委員長】 にぎわい交流創出ゾーンはどこまで進んでいるか、町として把握しているかというところは。

原産業振興課長。

【原産業振興課長】 にぎわい交流創出ゾーンの進捗についてですけども、町としては、オブザーバーとして商工会の会議に参加している状況でございまして、内容について町からお答えすることはできない状況です。今後どのようなタイムスケジュールでいくというのも、まだ町には知らされておりませんので、お答えできません。申し訳ございません。

【黒沢委員長】 福岡委員。

【福岡委員】 1件目の勤労者教育資金利子補助の件は、今後の在り方自体の見直しを含めて、様々な方法を検討されるということでしたので、こちらについては分かりましたので、結構です。個人住宅取得奨励金と住宅リフォームの工事助成金の違いなんですが、住宅リフォーム工事助成金は、リフォー

ム業者が町内業者限定なので、非常に制度が浸透しやすいのかなと思いまして、個人住宅取得奨励金は個人が行うことであったので、周知で難しい部分もあるのかなと思いましたので、その部分についてどういった工夫をされているのか聞きたいのが主眼でありましたので、そういった部分に何か工夫があれば教えていただけたらと思います。続いて、商工会のにぎわい交流創出ゾーンの調査研究事業なんですが、内容自体は言えないというのは、町の補助金を使っているものなのに、どうなのがなというところはあるんですが、進歩については、お金を使ったものなので、期限を持って、いつ頃には発表というのが示されないと、お金を使った効果というのも測れないと思うので、それについてはしっかりと確認していってもらいたいなど、令和7年にもなって、まだ結果も出ていないというのが、果たして進歩のスピードとしていいのかというところもありますので、しっかりと追いかけていただきたいなと思います。これは意見で結構です。

続いて、企業立地促進事業費なんですが、こちらも検討、見直しされていくということですので、ぜひ今後については、使い勝手のよい利用されるものにしていただけたらと思います。これも意見で結構です。続いて、住民満足度の魅力的な店舗の件なんですが、廃業を減らしていくというのが1つの方法と、あとはよりよいお店にしていくという対策しか、地道な活動しかないかなというのは、私もそう思っていますので、引き続き創業の支援と併せて現状のお店の廃業ではなく、継続できるように、そしてより魅力的な店舗になるように取り組んでいただければと思います。これも意見で結構です。

最後の観光振興事業費なんですが、永遠の課題というお話だったんですが、町としてはこれからいろんな施設を造って人を呼んで経済を活性化させると言っているのに、それが永遠の課題と言われてしまうと、これから事業についても大丈夫なのかという疑義を持つてしまうんですね。今できていないのにこれからできるのかと非常に疑義に思うんですが、なぜ取組についての課題となっているのかという整理ですかと、どうしていくのか、どのような形で観光客、特に250万人という方を町の経済効果に波及させていくのかというのを聞こえないと、今後いろんなものの取組で何か施設を造りました、人を呼びました、でも、町への経済効果は特に分かりません、課題ですと言われてしまうと困ってしまうので、それについて改めて状況の確認をお聞かせいただけたらと思います。

【黒沢委員長】 中島副主幹。

【中島副主幹】 個人住宅の周知をお答えさせていただきます。個人住宅につきましては、ホームページや広報は、もちろん周知させていただいている。そのほかとしましては、商工会を経由しまして不動産業協会さんに周知していただいたり、あとは町の税務収納課で家屋調査に行きますので、その際にチラシを渡していただくということをしております。アンケートからも家屋調査で知ったという声が非常に多いところがございますので、こちら側としましては、家屋調査で周知がある程度できているのかなとは思っております。

以上です。

【黒沢委員長】 多分福岡委員は、住宅を取得したんだけれども、恩恵を受けられなかつた人がいる、漏れがあったんじゃないのというところが多分思いとしてあると思うんだけど、それはなかつたと言えますよね。

中島副主幹。

【中島副主幹】 周知に関しては、こちらではしっかりとできているという認識ではございますが、確かに申請期間というのがございまして、大体保存登記をしてから半年間という期間を設けて、その範囲で申請をしてくださいと周知はさせていただいています。ちょうど申請のタイミングが、ぎりぎりだつたり、本当に僅かに過ぎてしまうというケースが過去には何件かあったというのは事実でございます。

以上です。

【黒沢委員長】 原田環境経済部長。

【原田環境経済部長】 ご質問ありがとうございます。まず、教育利子の関係は、意見でいいよということでした。教育利子は、もともと始まったときには基本的には労金さんがあつただけで、ほかの地域の信金さんはなかつたという状況がある中で、今信金さんも同じような教育利子というのを始めていて、プロパーと利子の額が近いということもあって、大分利用が減ってきたという状況があります。ただ、町としては実際にはまだ労金さんも使われているところもありますので、選択の可能性を広げていくという部分では、必要なのかなと考えています。ただ、さらに利用勝手がいいような形で労金さんとも今後検討していきたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

それと、企業立地、雇用奨励金、これも意見でいいよということだったんでございます。使用しづらいというところは確かにあるんではございますが、企業立地については、基本的には既存の企業さんを守るための制度でもあって、今の使われ方としては、新たに入ってこられるよりも、今いらっしゃる企業さんが改築、新たにいいものを造り上げていくというところに重きを置いているところがあります。そうした中で新設していくと、どうしても自動化が進んできますので、新たな雇用よりも人が必要なくなるという状況もありますので、この部分については、委員さんが先ほどおっしゃったように、今年度条例改正がございます。その中でさらに使い勝手のいいような方向性を考えていきたいと思います。それは雇用だけではなく、例えば本社機能を持っているとか、町が課題としている企業を企業立地の条例の中に適用させていくとか、そういったことも含めて今年度考えていきたいと考えております。続きまして、観光客につきましては、確かにコロナ前までは200万人の年間の観光客がおりまして、このところインバウンドも進んでおりまして250万人という観光客、ただ、観光客ではあっても、神社に来られる方というのは参拝客というところもあって、なかなか参拝客の方にお金を落としてもらって観光客に変えていくというのは難しいところがあります。

ただ、町としても、いかに観光で消費していく金額を増やしていくということはしっかりと考えていく必要がありますし、観光協会としても、神社の参拝に合わせて冬のひまわりとかもやっているような状況もあります。その部分については少し模索しながらですけども、参拝客をいかに観光客に変えて、商業者の協力の下、少しでも町にお金を落としていただけるような形で取組を引き続き進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

茂内委員。

【茂内委員】 私からは1点だけお願ひいたします。タブレットの6ページなんんですけども、すいせんカードについてお聞きします。すいせんカードの補助事業費についてなんですが、今年度の実績をお伺いしたいのと、今までの推移としてはどうだったのか、補助金は50万円だと思うんですけども、お渡

した補助金の利用については把握なさっているのか教えてください。

【黒沢委員長】 原産業振興課長。

【原産業振興課長】 すいせんカードの実績でございます。すいせんカードの加盟店は36店舗でございます。これに対して、すいせんカードの商業組合からの補助対象事業費といたしましては、416万7,812円となります。推移でございますけれども、加盟店については、令和6年度36件と申しましたが、令和5年度は41件、令和4年度は42件と加盟店については下がってきている状況です。

以上です。

【黒沢委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 加盟店が下がってきているということなんですけども、現在の利用率を見て、何かしらの対策は必要になっていくんじゃないかなと思うんですけども、さむPayも始まったということもあったり、さむPayとの統合とか、単独の存続といった新しい形の方向性が今後あるかとは思うんですけども、商工会の方々、利用者の方々の声を聞きながら今後いい形で事業が行えるように検討していただきたいなと思います。補助金の利用の把握についても、これも細かく調査といいますか、分かっていらっしゃるとは思うんですけども、令和6年度今年度の1年間の事業をした中で、今後どうやっていくのか町の考えをお聞きしたいと思います。

【黒沢委員長】 原産業振興課長。

【原産業振興課長】 すいせんカード事業補助につきましては、令和6年度からさむPayが開始されたこともありまして、令和6年度をもって町からの補助としては終了させていただいたということです。ただ、商工会では、まだすいせんカードを使われている方、利用されている方も店舗もいらっしゃるので、制度としてはこのまま継続するということですけど、町としての補助は終了します。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

横手委員。

【横手委員】 そうしたらエコノミックガーデニングと観光について質問させてください。エコノミックガーデニングについてなんですけども、16ページに書いてある経営支援、個別企業の成長支援の中で⑤で販路拡大に向けた企業の魅力、強みをまとめた魅力発信レポートの作成支援、次のページにPRレポートというのがあるんですけども、これは分かりやすく言うと、営業ツールの作成を促しているということでおいいのかというのを確認させてください。それから観光についてなんですけど、250万人の参拝客をターゲットにして、今まで聞いていた話を逆算して戦略というのをちゃんと言葉にするんだったら、寒川町の食と文化を参拝客に知らせるというところが多分戦略だったと思うんです。仮に逆算で戦略を立て直した中で、令和6年は特に食と文化を知つてもらうためにデジタルでのアプローチというのはあったのか、それを教えていただけますか。

【黒沢委員長】 牧田主査。

【牧田主査】 それでは、PRレポートの関係でお答えさせていただきたいと思います。こちらは企業の魅力とか、どんなことをやっているかというのを、町のエコノミックガーデニングの専用のホームページがありますので、そこに訪問した企業の聞き取り調査を含めて一覧を載せて、PRしています。企

業はそれぞれホームページがありますけれども、行政が発信することによって信頼性が高まるかなということで、こちらを取組としてやらせてもらっています。なので、企業のホームページとは別に役場の、行政のというところで1つのツールとして考えてございます。

以上です。

【黒沢委員長】 原産業振興課長。

【原産業振興課長】 観光についてでございます。ご意見ありがとうございます。食と文化についてと委員がおっしゃいましたけど、まさにこちらのほうがとてもしっくり来るなという感じではあります。デジタルツールを使って令和6年度は広めたのかということについては、デジタルツールを使って食と文化に特化したお知らせはしていない状況です。

以上です。

【黒沢委員長】 横手委員。

【横手委員】 そうすると、まず1つ目、PRレポートは分かりました。実は気になっているのは、一度スタートアップ企業の企画を手伝ったことがありまして、そのときに圧倒的にマーケティングとパブリシティ、PR、宣伝がすごく弱いんですね。だから営業ツールなんかも作るといつても、なかなかうまくできないというような相談があったので、この場合だと、行政のお墨付きを多分もらっていますよというところなのかなと思いました。一番何が言いたいかというと、オウンドメディア化という考え方があって、顧客が来るのを待っているんじゃなくて、こちらから積極的に情報発信をしていくようなホームページづくりというのを手がけていくという形があるんですけども、そういうところには着眼されなかつたのかというのをお聞かせいただけますでしょうか。それから、観光事業については、総括で話をさせていただきますが、最終的には。ただ、いろいろ情報共有がしっかりされているとは思うんですけども、マーケティング的な部分とPR的な部分の考えを絞り込むというところについて、少し足りていないのかなと思いますので、この部分については、まさにずっと課題だというのは分かっているので、それをどうやって乗り越えていく、打破していくのかというところを考えていただければなと思います。あとは総括でやらせていただきたいと思うので、意見として捉えていただければと思います。なので、1つ目にご回答いただければ。

【黒沢委員長】 牧田主査。

【牧田主査】 ちょっと難しい問題ですので、答えられる範囲というか、私の知識の範囲になるんですけども、特に大きい企業さんによると、オウンドメディアとか、最近ではSNSを活用したアンドメディアとか、いろいろな広告の出し方があると思うんですけども、その辺についても先ほど来から私の発言の中で、地域経済コンシェルジュ、中小企業診断士の先生方がいますので、またその先生も広告に強い先生と財務に強い先生といろいろ分野が分かれています、その辺の知識を定例会で共有しながら、この企業にはこういうアドバイスをしたいとか、そういった形でいろいろ提案させていただいているところです。引き続きメディアについてはいろいろ難しいこともありますけれども、先生の知見、知識を共有しながら支援できればいいと考えております。

以上です。

【黒沢委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。一番重要なのは、多分マーケティング的な視点と、それからパブリシティとかPR、宣伝については、人の手がなかなか回らないというのが現状だと思います。それを、いわゆるエコノミックガーデニングのチームがどうやってフォローしていくか、それが多分いろいろな効果を生んでいくと思いますので、令和7年度もやっていると思いますし、令和8年度もいろいろあると思いますので、それをもう少しはつきりとクローズアップさせる形の事業を今後やっていただけるようにしてもらえると、ありがたいなと思うんですが、令和6年度はここまでということなので、結構でございます。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

(「はい」の声あり)

【黒沢委員長】 なければ、吉田副委員長。

【吉田副委員長】 私からは1点だけ。商工業振興費に係るところでございます。創業者支援利子補助金に係るところで質問させていただければと思うんですけれども、エコノミックガーデニングは、資料でも見られるとおり、令和6年度創業者数の目標が24に対して実績が35あったということで、本当にいろいろよく頑張ってくださったのかなと思います。先ほどご説明の中にもありましたように、創業者セミナーであったり、町独自の対応もされているところでございます。これは感想なんですけれども、これをやってきた中で、例えばこういったことが効果的だったなとか、この点に対してはもっと力を入れていきたいなと感じるところがあれば、お聞かせいただきたい、また、これは付随するかと言われると微妙なんですけれども、ここ最近寒川町はラーメン屋さんが非常に増えている、これは近隣の有名店が移転してきたり、結構寒川町がラーメンで話題になることが増えてきたように感じます。結構インターネットのランキングでも寒川町が上位にランクインするようになってきたり、漫画ではいきなり寒川町が取り上げられたり、いろいろな方面で使われているシーンも見られますので、せっかくであれば、創業支援に係るかどうか、係っているのかというところもお尋ねさせていただきたいんですが、係っていたのであれば、どういったものが効果的であったのか、またこれからの活用法であったり、もし考えられているところがあれば、ほかの地域によってはラーメン課とかをつくってまで対応しているようなところですので、もし何か動きがあればお尋ねさせていただければと思います。

【黒沢委員長】 お答えできますか。

牧田主査。

【牧田主査】 創業についてのご質問にお答えさせていただきたいと思います。先ほどの答弁で少し触れたんですけども、うちの強みとしては、地域経済コンシェルジュの中小企業診断士の先生が、伴走支援という形で創業前から創業後のフォローまでできるというのが強みであります。動画の話もお伝えしたんですけども、動画をただ流すだけではなくて、その動画を見て感想とか思ったことというのを各4回財務とか、人事とか、そういう項目に分かれて、それぞれ1つずつコンシェルジュの先生とコミュニケーションをとるような事業なんです。町と創業者のコミュニケーションがとれた事業で、とても信頼関係が結ばれているのが効果というか、強みだなと感じております。ですので、引き続き創業については力を入れることですので、創業前と創業後の切れ目ない支援につなげていきたいと考え

ております。

以上です。

【黒沢委員長】 原産業振興課長。

【原産業振興課長】 吉田副委員長がおっしゃるラーメン店についてでございますけれども、確かに寒川町は20店舗以上のラーメン店があったと思います。ラーメンが有名な喜多方市でも、10万人の人口割でいうと50店舗で、寒川町でいうと40店舗強になるのかなという中で、全国的にも平均より多い数の店舗があるという認識しておりますが、今後ラーメン店を持った、まちおこしと言い方もなんですが、それを活用した方法についてというのは具体的にはまだ出ておりませんけれども、そのような状況にあるという認識はしております。

以上です。

【黒沢委員長】 それでは、産業振興課の審査については、以上とさせていただきます。大変にご苦労さまでした。

暫時休憩といたします。

---

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続いて、環境経済部環境課の審査に入ってまいります。執行部の説明をお願いいたします。

原田環境経済部長。

【原田環境経済部長】 引き続き、決算審査よろしくお願いいたします。説明につきましては大山環境課長が、質疑につきましては出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【黒沢委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 皆さん、こんにちは。それでは、環境課の令和6年度決算につきまして、ご説明させていただきます。

決算書の歳入につきましては、29ページから48ページ、歳出につきましては、59ページから60ページの2款総務費 1項総務管理費12目環境保全対策費及び77ページから80ページ4款衛生費 2項清掃費 1目清掃総務費、2目じん芥処理費、3目し尿処理費、4目美化センター費でございます。

それでは、タブレット資料2ページをご覧ください。自然共生推進事業費につきましては、自然環境の保全のため、環境団体との協働等により環境学習の機会を提供し、意識の向上と環境活動の推進を図るものでございます。報償費につきましては、野鳥観察会の講師謝礼、委託料は、相模川美化キャンペーンのごみ運搬費、使用料及び賃借料は、川の生き物調査隊実施に伴うライフジャケットの賃借料、負担金、補助及び交付金は、さむかわエコネットへの交付金でございます。河川の清掃活動や環境学習などの環境課との共催事業に加え、さむかわ中央公園のビオトープの整備、ホタルの復活プロジェクトなど環境保全に寄与する活動を積極的に実施していただいております。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。

3ページをご覧ください。公害防止対策事業費につきましては、町の環境の状況を継続的に把握し、事業所対策等に活用するためのものでございます。被服費につきましては、新規配属職員の現場作業用の雨がっぽと長靴を計上いたしましたが、購入の必要がなかったため執行しませんでした。委託料は、

小出川、目久尻川、一之宮第2排水路の水質検査委託料でございます。

4ページをご覧ください。有害鳥獣等対策事業費につきましては、アライグマなどの有害鳥獣やスズメバチを駆除することで町民の生活を守り暮らしの安全の確保を図るものでございます。旅費につきましては、職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、有害鳥獣捕獲のための箱わなどハチの駆除スプレー購入費、委託料は、アライグマやハクビシン等の有害鳥獣の回収処分及びスズメバチの駆除等の委託料でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。なお、本事業費に対する特定財源は、下表のとおりです。

5ページをご覧ください。環境衛生事務経費につきましては、環境保全担当事業全般の事務経費でございます。報酬につきましては、環境審議会の委員13名分の報酬、旅費は、環境審議会委員の費用弁償及び職員の普通旅費、役務費は、騒音計の検定料、負担金、補助及び交付金は、桂川・相模川流域協議会の負担金でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。

6ページをご覧ください。地球温暖化防止対策事業費につきましては、地球温暖化防止や町域の二酸化炭素排出量の削減に資するクリーンエネルギーの普及啓発を行うものでございます。需用費の消耗品費につきましては、グリーンカーテン用の有機培養土の購入費として計上いたしましたが、在庫で対応ができたため執行しませんでした。役務費は、町内の事業所に対するカーボンニュートラルへの取組状況などのアンケート調査費、負担金、補助及び交付金は、脱炭素化に資する再エネ・省エネ設備等の導入に係る補助金でございます。

7ページをご覧ください。動物対策事業費につきましては、犬の登録や狂犬病予防注射の推進、猫の不妊去勢手術費の助成などを通じて、動物と共生できる社会を目指すものでございます。報酬につきましては、犬の登録及び狂犬病予防集合注射時の会計年度任用職員の報酬、報償費は、愛犬のしつけ教室の講師謝礼、旅費は、職員の普通旅費、会計年度任用職員の費用弁償、需用費は、狂犬病注射済票などの消耗品、役務費は、狂犬病予防集合注射開催通知等の郵送料、委託料は、県獣医師会への犬の登録及び注射促進協力事業の委託料と担当職員の破傷風予防接種委託料で、使用料及び賃借料は、犬の登録システムのリース代で、負担金、補助及び交付金は、猫の不妊去勢手術費の補助金とTNRや子猫の里親探し等の動物保護活動を行うボランティア団体への補助金となります。不幸な猫を増やさない取組を推進しております。不用額につきましては、備考欄の記載のとおりとなります。なお、本事業費に対する特定財源は、下表のとおりです。

8ページをご覧ください。地域美化活動推進事業費につきましては、町民の皆様の美化意識の向上と、ごみのないまちづくりを目指すものでございます。需用費につきましては、まちぐるみ美化運動などで使用するごみ袋の購入費、環境美化啓発ポスターの印刷代で、ポスターについては、公共施設や駅、店舗等へ配布し、掲示していただき、啓発に努めました。役務費は、住みよい環境を守り育てるまちづくり条例の3面啓発塔の保険料、委託料は、まちぐるみ美化運動や環境美化活動のごみの収集運搬費でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。

9ページをご覧ください。職員給与費につきましては、環境課資源廃棄物担当、美化センター、広域リサイクルセンターの職員13名分の人物費でございます。なお、本事業費に対する特定財源は、下表のとおりとなります。

10ページをご覧ください。清掃総務事務経費につきましては、資源廃棄物担当事業全般の事務経費でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費、需用費は、寒川駅北口公衆トイレの電気代、水道代などの光熱水費、役務費は、寒川駅前公衆トイレの建物共済の任意保険料、委託料は、寒川駅北口公衆トイレの清掃委託料、負担金、補助及び交付金は、神奈川県町村清掃行政協議会負担金と大気汚染負荷量賦課金でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。

11ページをご覧ください。ごみ資源物収集処理経費につきましては、収集したごみ及び資源物を環境事業センターやリサイクルセンターに搬入し、中間処理、最終処分に至るまでの経費でございます。需用費につきましては、啓発用ラミネートフィルム購入代、最終処分地への挨拶時の手土産代、ごみと資源物の正しい分け方、出し方の冊子と令和7年度からの収集方法の変更点を分かりやすくまとめ、全戸配布しましたガイドブック等の印刷代、役務費は、臨時ごみ用証紙の販売店への証紙売扱手数料、委託料は、ごみ・資源物の収集運搬委託、事故等で亡くなった死畜の収集運搬委託、焼却灰を埋立処理する運搬処分委託、焼却灰の資源化処理委託、茅ヶ崎市への可燃ごみ・不燃ごみの処理業務委託料等でございます。

なお、ごみ・資源物の排出量につきましては、19ページへ一覧表にして記載してございます。負担金、補助及び交付金は、茨城県鹿嶋市への焼却灰搬入のための環境保全協力金及び茅ヶ崎市環境事業センター広域粗大ごみ処理施設の建設に伴う負担金でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。なお、本事業に対する特定財源は、下表のとおりです。

12ページをご覧ください。ごみ減量化・資源化推進事業費につきましては、ごみの減量化等の推進及び資源物の適正回収を目的に、自治会や衛生指導員さんのご協力により減量化、資源化、リサイクルを推進する事業でございます。報償費につきましては、各自治会への資源物分別の報奨金と衛生指導員や廃棄物減量化等推進協議会委員への謝礼、需用費は、ごみ指定袋と消滅型生ごみ処理機キエーロの購入費、違反ごみへ添付する啓発シールの印刷代、役務費は、指定袋販売代金請求の郵送料、収集袋代金の口座振替手数料及び衛生指導員の活動保険料などで、委託料は、公共用地の剪定枝の資源化委託、指定袋の配布委託、ごみ質分析委託、使用料及び賃借料は、指定袋を保管するための倉庫の借上料でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。なお、本事業費に対する特定財源は、下表のとおりです。

13ページをご覧ください。広域リサイクルセンター管理運営経費につきましては、平成24年4月から稼動いたしました寒川広域リサイクルセンターを管理運営するための経費でございます。報償費につきましては、広域リサイクルセンター運営委員会委員の謝礼、旅費は、職員の普通旅費、需用費は、事務用品及び緑地花壇の花の苗等の消耗品、公用車のガソリン代と車検代、散水栓の増設修繕、役務費は、車検の印刷代や建物の火災保険料、公用車の保険料、委託料は、長期包括運営責任業務委託料、負担金、補助及び交付金は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への分別基準適合物の再商品化に係る市町村負担金と資源物売却収入等の茅ヶ崎市分の分担金でございます。公課費は、公用車の重量税でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。なお、本事業費に対する特定財源は、下表のとおりです。寒川町分の資源物全体の売扱実績につきましてはタブレット資料の20ページに、リサイクルセンターへの資源物搬入排出量については21ページに記載してございます。

14ページをご覧ください。し尿処理事務経費につきましては、し尿のくみ取り、運搬及び処理手数料の徴収等に関する経費でございます。需用費につきましては、くみ取り処理券の用紙代、し尿処理手数料の納付書、窓付封筒、督促状等の印刷代、役務費は、その発送に伴う郵送料や口座振替取扱手数料、委託料は、し尿の収集運搬委託料でございます。不用額につきましては、備考欄に記載となります。なお、本事業費に対する特定財源は、下表のとおりです。

15ページをご覧ください。し尿処理施設運営経費につきましては、美化センターの維持管理経費や施設に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥の中間処理経費などの経費でございます。報酬につきましては、美化センター運営委員会の委員報酬、旅費は、美化センター職員の普通旅費、需用費は、中間処理に使います各種薬品や管理用消耗品、公用車などの燃料代、トラックスケールの計量票印刷代、施設の光熱水費、公用車の車検代、役務費は、電話及び車検時の印紙代、隔年実施のトラックスケールの検定料、建物や車両の保険料、委託料は、自家用電気工作物保安管理業務委託をはじめとする施設管理に伴う業務委託や水質検査をはじめとする各種分析業務委託料、脱水汚泥及びし渣の運搬業務委託料等、使用料及び賃借料は、コピー、ファクスの借上料、公課費は、公用車の重量税でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりです。美化センター搬入量の内訳につきましては、22ページに記載してございます。なお、本事業費に対する特定財源は下表のとおりです。

16ページをご覧ください。公共施設再編計画実施事業費につきましては、美化センターの設備機器等の整備工事等でございまして、安全で安定した美化センターの運営のため計画的に実施しております。需用費につきましては、設備等の修繕、工事請負費につきましては、計画的な整備工事でございまして、スクリューポンプ等整備工事など2件の工事を実施いたしました。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。なお、本事業費に対する特定財源は、下表のとおりです。

17ページをご覧ください。歳入予算の概要になります。行政財産使用料につきましては、リサイクルセンター及び美化センターの通勤車両の駐車場等の使用料でございます。県大気汚染常時監視測定網交付金は、県が町役場に設置しております大気汚染に関わる常時監視測定機の電気代相当分を負担しているもので、庁舎等維持管理経費の光熱水費に充当しております。原子力発電所事故に伴う賠償金は、脱水汚泥の堆肥化の可否を判断するため実施いたしました美化センター脱水汚泥放射性物質検査業務委託料を東京電力が負担しているものでございます。

以上で、環境課所管の令和6年度決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきましますようお願いいたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。質疑はありますか。

茂内委員。

【茂内委員】 まず4ページの有害鳥獣の対策事業費をお聞きしたいと思います。ムクドリについてなんんですけども、町内で結構ムクドリの被害あるという話は、町にも入っているかと思います。公園とかのムクドリの防除委託が5万1,040円であったかと思いますが、それはどのような作業というか、どのような対応だったのかまずお聞きします。

【黒沢委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 恐らく環境課の予算でなくて都市計画課かなと思います。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

青木委員。

【青木委員】 公害防止対策事業費、25分の3ページですけど、去年の予算での答弁では、引き続き情報収集に努めるとともに、PRについて県が積極的に取り組んでいるため、その知見を見ながら適切に対処していきたいと述べたんですけど、この1年でいつ誰が情報収集を行い、県からどのような知見が得られたということをまずお聞きします。それと25分の4ページ、有害鳥獣等対策事業費についてですけど、令和6年度の町が実施した害獣、害虫の駆除件数と例年に比べて増えているものについてお知らせください。それと25分の6ページの地球温暖化防止対策事業費についてです。役務費、カーボンニュートラルについて事業所へのアンケートをとるというような話を聞いたんですけど、そのアンケートは何社に送り、何社から回答があったのかということと、ゼロカーボンに関する住民に対してのアンケートというのは行ったのでしょうか。

以上3つ伺います。

【黒沢委員長】 越原主査。

【越原主査】 まず、1つ目のご質問でございますが、PFASに関して、この1年間でどういった危険があったのかということですけれども、先般の県の説明会で、水道水におけるPFASの水質基準が令和8年4月に引き上げられるということを聞いてございます。令和8年4月水質引上げをして、これまで水質管理目標設定項目であったものが、法的な拘束力を持つ水質基準項目に格上げされまして、水道事業者につきましては、原則3か月に1回以上水質検査を行うことが義務づけられているというものです。続きまして、2番目が有害鳥獣等対策事業費の有害鳥獣の捕獲数の推移はどうかというご質問であったかと思います。令和6年度のアライグマやハクビシンの捕獲数につきましては41頭、内訳といたしましてアライグマ30頭、ハクビシン等が11頭でございました。令和5年度の捕獲数につきましては41頭、内訳といたしましてアライグマ32頭、ハクビシン等9頭と、総数につきましては同数ですが、アライグマにつきましては2頭減で、ハクビシン等につきましては2頭の増となっております。相模川の河川敷なので多く捕獲されてございます。

【黒沢委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 では、3つ目のカーボンニュートラル事業者アンケートの内容ということで、この調査は、町内の事業者の皆様が省エネ推進、再エネ導入など、気候変動適用に関する取組はどんな取組をしているのか状況を把握して、町の地球温暖化防止対策や推進事業の施策立案、今後の神奈川県との連携事業の基礎データとして活用するため実施したもので、150社に郵送しております、回答が18社ということで、非常に回答率がよろしくなかった。まだまだ関心を持って取り組んでいるところが少ないのかなという印象ではございました。その中でも事業者が脱炭素を進める上で課題としているのは、大企業、中小企業共に最も多いところでコスト面がございました。行政に望む支援も補助金であることが分かったということで、国や県の補助金活用のセミナーなんかもその後開いて、参加していただいたというような実績がございます。それと4つ目、ゼロカーボンに対する住民のアンケートを実施したのかという部分につきましては、特にゼロカーボンに特化したアンケートは実施してございません。

以上でございます。

【黒沢委員長】 青木委員。

【青木委員】 分かりました。1つ目の公害防止対策事業費のP F A Sのことについては、大分進んでいるということで、これは結構でございます。今害獣と害虫の駆除件数ということで、アライグマじゃなくて、実をいうと、スズメバチの駆除のことを知りたかったんですね。多分こういう環境なので増えているとは思うんですけど、危険性というのがあると思うんですね。スズメバチについての利用者の声というのはどういう意見があったのか、一応取り組んでいらっしゃるので、感謝の声というのは大きいとは思うんですけど、その点についてお聞かせください。あと25分の6ページの地球温暖化については、アンケートはとっているんだけども、回答が少ないというところで厳しいと、住民に対してのアンケートというのは特にやっていないということなんですが、この関連で補助金を申請したりするじゃないですか、住民の方々が。事業者に対しても、そういった方々にアンケート調査をするということは今の時点でやっているのかどうか確認させてください。

以上です。

【黒沢委員長】 今の時点というのは、令和7年の話になるのですか。令和6年ですね。

大山環境課長。

【大山環境課長】 まず、有害鳥獣の関係、先ほどアライグマ、ハクビシンの関係をお答えさせていただきましたが、スズメバチの件数につきましては、令和6年度は68件、令和5年度が63件です。若干増えていますけど、気温が高くなるとその辺が増えてくるのかなというところでございます。問合せでは、スズメバチかアシナガバチかよく分からぬというような問合せがあるんですけど、町としては人の命に危険があるスズメバチでないと対応ができないということで、どうしてもアシナガバチで怖いという場合には、事業者さんをご紹介させていただいて頼んでいただくというような対応を取っております。それとカーボンニュートラルの関係、住民に対してのアンケート、補助金は支出させていただいて、関心があるのかどうかという部分は、窓口に来られたときにはお話しできたりするんですけど、あえて町民皆さんに対してアンケートをとるというようなところまではまだしておりません。

以上です。

【黒沢委員長】 青木委員。

【青木委員】 分かりました。スズメバチについては、微増んですけど、増えている傾向だと、この天候などの影響で。スズメバチの駆除というのは、今現在予算を組んでいるので、無料だと思うんですね。今年度から藤沢市がスズメバチの駆除を有料にしているんですよ。なので、町としては、これは決算なので、あれなんですけど、現時点では有料にする考えというのは全くないという状況でよろしいんでしょうか。その辺を最後に確認させてください。それとあとカーボンニュートラルについては、申請のときに聞くというよりは、はっきりとアンケートを渡して、しっかり答えていただくことが必要なのかなと思うんですよね。記録も残りますし、その点についての見解をお尋ねします。

【黒沢委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 スズメバチにつきましては、もちろん今年度もやっておりますけども、引き続き町の事業として取り組んでいきたいと考えています。カーボンニュートラルのアンケートにつきまして

は、いろんな事業を町でも展開していますので、そういう機会を捉えて検討していきたいと考えております。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

福岡委員。

【福岡委員】 何点か確認なども入ってしまうんですが、まず有害鳥獣等対策事業費で教えていただきたいのですが、町が対象としている有害鳥獣の定義といいますか、範囲といいますか、種類といいますか、そういうものがあれば教えていただけたらと思います。続いて、地球温暖化防止対策推進事業費なんですが、上記の助成によって町域の二酸化炭素排出量の削減は、目標値を大幅に超えて達成できたというところはすごく喜ばしいことだなと思いまして、ただ、その中でも太陽光発電システムの補助を出しているというところがありましたので、今すぐではないかもしないんですが、そのうち太陽光パネルの耐用年数の超過が出てくるのかなというのがありまして、廃棄パネルについて基本的には事業者が対応すべきものではあると思うんですが、不法投棄含め様々な問題が予想されると思うんですが、そういう問題に対して対策や対応など令和6年度時点で検討したものがあれば教えていただけたらと思います。続いて、動物対策事業費なんですが、こちらは施策評価の総括で飼い主のいない猫の数は着実に減少してきたというところで、しっかりとやっていたいしているとは思うんですが、それでも飼い主のいない猫の不妊去勢手術の実施件数は目標に対しては、実績値は少し低い数字となってしまっているのかなと思います。また、予算を見ても不用額が一定程度出ているというところを見ますと、取組について課題があったのではないかと思うんですが、そうした課題についての現状の見解をお聞かせいただけたらと思います。続いて、ごみ・資源収集処理経費で教えていただきたいのですが、今焼却灰は銚子の埋立てと、あと鹿嶋市等への再資源化で分かれいろいろ処理されていると思うんですが、それについての割合とか費用対比は、どのような形で決めていらっしゃるのかを教えていただけたらと思います。

以上です。

【黒沢委員長】 越原主査。

【越原主査】 まず1つ目の質問の有害鳥獣の定義というか、範囲ということで、答えになっているか分からぬんですけども、通常アライグマですか、ハクビシンですか、そういう農作物を荒らすから、檻を貸してくれと農家の方が来る、動物以外でたまに問合せがあるのが、うちの庭にヘビが出たからどうにかしてほしいとか、そういうお問合せもあつたりするんですけども、ヘビは、誰かが飼っているとかじゃなくて通常自然界にいる生き物でして、どうにかしてほしい、駆除できないのかという問合せがあるんですけども、そういう場合は申し訳ないんですけども、水をかけたり、音を出したりして、自然の生き物だからどこかほかのところに持っていくことはできないので、自然に任せいただきたいとお返事することはございます。続きまして、2つ目の質問といたしまして、太陽光パネルの廃棄について補助を出す考えはあるのかというご質問でございますが、現在のところそういうお問合せはこちらには来ておりません。ゼロカーボン推進というか、廃棄物の処理の話になってくるのかもしれないんですけども、なので、現在のところ廃棄パネルについての補助、助成というものを予定していることは、申し訳ないんですけど、ございません。そして3つ目が、飼い主のいない猫

の補助金の件数が減っているというところですが、不妊去勢手術の総数でいいますと、6年度は61件、5年度は70件ですので、確かに手術の件数は減ってございます。また、内訳といたしましては、去勢については6年度が24件、5年度が43件、不妊につきましては6年度は37件、5年度は27件と減ってはいるんですけども、このところ猫の不妊去勢手術のほかに、猫クラブというところが猫のTNR活動とかもしています。手術をして、また元の場所に戻すという活動をしておりますので、飼い主のいない猫で近所にふんとか尿で迷惑をかけてしまうような猫の数が減っているなど実感しております、そういうことも影響しているのではないのかなと考えてございます。

【黒沢委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 今、越原が説明したように、猫の不妊去勢については、飼い主のいない猫の総数が大分減ってきており、目標値には達していないんですけども、少ないのもいいことかなとは思っております。あと焼却灰の件については、環境課としましては、75%を資源化、25%を埋立て、70%から75%の間で資源化していきたいという目標を持ってやっています。それは一般廃棄物処理基本計画の中でのリサイクル率であります。そういうこともありますので、なるべくリサイクルできるものはしていきたい、ただ、お金が大分かかるものですので、それぐらいの割合で毎年考えています。

【黒沢委員長】 有害鳥獣については、ホームページに対象となる動物については記載されていますよね。記載されていると思いますので。続いて、質疑をどうぞ。

福岡委員。

【福岡委員】 有害鳥獣の件は、定義があるということでしたので、分かりました。地球温暖化防止対策推進事業も、廃棄について今後問題になってくるところもあるかと思いますので、そういう部分は検討を含めてしっかりと対応していただければなと思いますので、これは意見で結構です。動物対策事業費なのですが、おっしゃったとおり、飼い主のいない猫については、私自身も肌感としても減ってきてるんじゃないかなというところはあります。ただ、そうした中でも放し飼いとか、高齢飼い主の死亡後の残留猫の対応等、まだまだ対応しなければいけないケースというのはあるのかなと思います。そうした部分だと、不用額も出ているからもう少しさらなる取組の強化をお願いできればなというところもあるんですが、そうした部分についてのご見解をいただけたらなと思います。ごみの資源物収集処理等についてなんですが、こちらは25%と75%の割合でされているということで、分かりました。事業費としてもおおむねこの割合でできているような形なのかでしょうか。それが最後確認させてください。

以上です。

【黒沢委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 まず1つ目の猫の不妊去勢につきましては、飼い方の周知、外飼いをせず家の中でしっかりと飼ってくださいということですとか、ボランティア団体としっかりと協力して、もう少ししっかりと取り組んでいきたいと思います。あと灰の関係につきましては、予算作成時に大体75%で予算をつくっております。予算要求段階からそういう形でやっております。

【黒沢委員長】 多分費用も75%対25%になっているのかというような内容だと思うんですけど、恐らく資源化にめちゃめちゃお金がかかっているので、その辺も含めて詳細に答えてあげてもらっていい

ですか。

徳江副主幹。

【徳江副主幹】 焼却灰の資源化につきましてお答えさせていただきたいと思います。資源化が令和6年度実績で1,045.97トン、埋立処理が412.51トン、こちらを勘案しますと、資源化率としては約71.7%、令和6年度としてはこのような状況になってございます。

【黒沢委員長】 費用の割合は出ますか。

徳江副主幹。

【徳江副主幹】 費用でございますが、資源化処理が、処理金額といたしまして6,395万5,881円、埋立処理が1,426万6,747円となってございまして、比率といたしましても同じような比率になっていると思います。

【黒沢委員長】 率にすると8対2ぐらい、もうちょっと差がつくかな。82対18とか、そんな感じかな、費用の対比としては。

他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 じゃ、なきようなので、環境課の審査につきましては、以上とさせていただきます。大変にご苦労さまでした。

暫時休憩といたします。

---

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、環境経済部農政課の審査に入ってまいります。執行部より説明をお願いいたします。

原田環境経済部長。

【原田環境経済部長】 環境経済部最後となります農政課の決算審査になります。説明につきましては吉田農政課長より、質疑につきましては出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

【黒沢委員長】 吉田農政課長。

【吉田農政課長】 それでは、環境経済部農政課所管の令和6年度決算につきまして、決算特別委員会説明（参考）資料を基にご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。なお、農政課につきましては、組織の見直しによる変更はございませんでしたので、よろしくお願ひいたします。

それでは、説明させていただきます。タブレット資料は2ページをご覧願います。職員給与費は、農政課職員5人分の給料、職員手当等共済費でございます。

次に、タブレット資料は3ページをご覧ください。農業総務事務経費は、農業の健全な発展、農業総務事業の充実を図るための経費でございます。18節負担金、補助及び交付金は、神奈川県農業会議への負担金でございます。

次に、タブレット資料は4ページをご覧ください。農業振興事務管理経費は、農業の健全な発展、農業振興事務管理の充実を図るための経費でございます。18節負担金、補助及び交付金は、神奈川県森林

協会会費及び湘南梨品評会への負担金でございます。

タブレット資料5ページをご覧ください。農業振興対策事業費は、農業経営の基盤強化や生産者の技術及び品質の向上など農業振興を図るための取組支援事業でございます。7節報償費は、農産物品評会及び農産物の立毛共進会における賞品代等でございます。10節需用費の消耗品は、町内4か所に開設している家庭菜園を維持するための消耗品と遊休農地対策として、町、さがみ農協、さがみ農協青壮年部が実施しております農業体験のためのサツマイモの苗の購入費でございます。11節役務費の通信運搬費は、農業経営基盤強化促進法に基づく、おおよそ10年後の農地集積や農地利用の姿を明確化する地域計画策定に向けた意向調査のための郵送料でございます。12節委託料は、地域計画の策定業務委託料でございます。18節負担金、補助及び交付金は、農業経営の安定や品質の向上など農業振興を図るための支援補助金でございます。詳細につきましては、タブレット資料の10ページをご参照ください。

タブレット資料5ページにお戻り願います。なお、主な内容及び不用額の理由につきましては、備考欄記載のとおりでございます。また、特定財源は下表に記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料は6ページをご覧ください。森林環境整備基金積立金は、森林の整備及びその促進に充てるため、国から交付される森林環境譲与税を法に基づく確実かつ効率的な運用、計画的な財源管理を行うため、当該基金に積み立て、森林環境譲与税の本旨に沿った事業へ充当するものでございます。森林環境整備や利用促進事業等へ活用するための積立金でございます。また、特定財源は、下表に記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料7ページをご覧ください。農地事務管理経費は、農業生産基盤の整備と生産性の向上を目的とした事務管理の経費でございます。18節負担金、補助及び交付金は、神奈川県土地改良事業団体連合会の負担金と同じく湘南支部への負担金でございます。なお、主な内容及び不用額理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料8ページをご覧ください。農業生産基盤の整備事業費は、農業生産性の向上のため、農業用排水路等の整備と維持管理を実施し、主に農業用水の安定供給を行うものでございます。12節委託料は、農業用水路の維持管理を目的とした除草、しゅんせつ、清掃委託料でございます。13節使用料及び賃借料は、工事等の設計積算に必要な積算システムとCADシステムの使用料でございます。14節工事請負費は、農業用排水路維持補修工事でございます。18節負担金、補助及び交付金は、神奈川県所管の相模川左岸用水路の老朽化対策工事及び県営左岸土地改良区負担金と相模川左岸用水路の草刈りや軽微な補修工事を行うための維持管理負担金でございます。なお、主な内容及び不用額理由については、備考欄に記載のとおりでございます。また、特定財源については下表のとおりでございます。

続きまして、歳入の一般財源につきましては、タブレット資料9ページに記載のとおりとなります。

以上、農政課所管の令和6年度の決算の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

**【黒沢委員長】** ただいま説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

馬谷原委員。

**【馬谷原委員】** 3つ質問させてください。まず1つ目、10分の8ページ、農業生産基盤の整備事業費について、2つ目と3つ目は、10分の5ページの地域計画の策定についてでございます。まず1つ目、

農業生産基盤の整備事業費については、農業の生産性確保を目的とした整備事業であるとご説明をいただきました。そして重点を置かれているのは、農業用水の安定供給を図る部分であるという認識をしております。しかし、町の田畠の現場を見ると、農業用水の給水や排水ができなくなってしまって、農産物の生産が困難になり、耕作されなくなってしまう、そのような田畠が目につくようになってきております。一度に全て理想的な状態にするということは難しいと思いますが、国や県と協議しながら少しづつでも生産可能な農地を維持していく、これが町の役割であろうかと考えます。この点について見解を聞かせてください。これが1つ目です。次、2つ目と3つ目は、10分の5ページにあります地域計画の策定についてございます。地域計画は、町の農業の将来的な在り方を定める重要な計画と認識しております。この策定に当たって関係する方々の意見を聞き、住民主導で計画をつくり上げることを重視しているということも伺っております。地域計画では、どのような関係者と何回ぐらいの話し合いが行われたのか、そして3つ目の質問になりますが、令和6年の地域計画の成果について、これは要点のみで結構ですので、どのようなものがあったか教えてください。

以上です。

【黒沢委員長】 吉田農政課長。

【吉田農政課長】 3点の質問のまず1点目の生産基盤整備事業についてです。給水排水等ができない基盤が生じているというお話の中で、実際町の見解といたしましては、現状各地域から給排水等の整備について通常の管理ができていないところですとか、故障箇所、漏水箇所等については、要望等をいただいてございます。要望をいただく中で実際にそれにぶら下がる農地というか、利用する農地の数等も含めた中で、優先順位を設定する中で整備していくという考えを持って補修工事等を組ませていただいている現状がございます。2点目の地域計画の策定についてのお話の中で、住民主導で何回程度会議を持ったのかというところについてでございますが、対象者等は異なってきますが、全体として5回の会合を持つ中で今回の地域計画を策定させていただきました。3点目の地域計画策定における成果でございます。まず地域計画の策定においての成果としては、将来10年で計画を策定することでスタートしておりますが、こちらについては、1回で全ての計画が町も含めて集積ができるという考えではなく、継続的に行っていきなさいという形で計画策定を行っておりまして、まず協議の場が設けられたことが1つの成果であろうかと思います。今回3地区にその協議の場が設けられて、その中で新規就農の方々の声が聞けたり、実際に貸したい現状も把握できたというところも含めて、今後の協議を継続的に行うような基盤ができたかなと成果として捉えてございます。

以上でございます。

【黒沢委員長】 馬谷原委員。

【馬谷原委員】 ありがとうございます。今ご答弁いただいた中で、どのような関係者が集まって協議されたのか、もう一つ聞きたかったところでございますので、それを次の2回目の質問の第1としまして、2回目の質問第2としまして、昨今話題になっていることに触れてまいります。全国的に米の不足が話題になっております。そのため国や県でも各地域の農地の基盤整備や営農技術の高度化、スマート農業と言っているところも多いですけれども、技術の高度化、そして稻作では新しい栽培方法への取組、これらを重点的に支援していくという話題が出ております。先ほどご答弁いただきましたよう

な効率的な耕作を目的とした田畠の基盤整備は、優先順位をつけて順次行われているということでございますが、今後この町の農地の未来をつくる取り組むべき点において、国や県からの支援が今回この機会に増えてくる可能性がございます。そしてこの機会を逃さず取り組んでいただきたいと考えております。質問の内容を整理させていただきますと、どのような関係者で話し合いが行われましたかというのが2回目の質問の1点目でございまして、2回目の質問の2点目は、この機会を逃さず取り組んでいただきたい、この点についての町の見解をお伺いいたします。

【黒沢委員長】 吉田農政課長。

【吉田農政課長】 2の1点目につきましては、対象者の答弁が漏れておりまして、申し訳ございませんでした。対象者といたしましては、実際3地区と先ほど申しましたけども、3地区の農地の所有者に当たる方々と、これから農地を利活用していきたいという担い手となる方々を対象として、協議の場として皆さんのが同席する中でやらせていただきたいという状況がございます。2点目の米の不足を機に様々な方策を講じていく機会として捉えていただきたいという質問と捉えさせていただいております。現状寒川の中でも米不足の関係で実際に影響を受けて、農協さんの動きなども影響を受けているという状況は把握しております。それに伴って生産者の方々の声を聞きますと、実際に今後は農地を利活用していきたいという方もいらっしゃる現状は把握しているところでございます。そういう形の中で生産性の向上ですとか、収量自体に目を向けながらいろんな技術、二期作ですとか、設備の導入だとか、高度化という実際の方策については、今後検討する機会として捉えていきたいなと考えてございます。

以上でございます。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

福岡委員。

【福岡委員】 農業振興対策事業費の地域計画策定の件でお伺いさせていただきます。これは事業計画について、農政課として出来上がった地域計画についてどのように評価されているかお聞かせいただけたらと思います。

【黒沢委員長】 吉田農政課長。

【吉田農政課長】 地域計画の策定の評価ということで、先ほどの成果と一緒に部分がございますが、まず協議の場が1つできたということで、継続的に議論していきましょうという機運が高まったという認識が持たれることと、あと新規就農の方々に今後の担い手となっていただきたいという意識づけと、それに対するマッチングの意向等も含めて、より密に農政課と協議することができたということが評価の1つだと考えております。また、実際に経営面積等々につきましては、今後数値として7区域内に農用地の中で70歳以上の農業者がどれだけいて、そこに後継者がいるか、いないかみたいなデータもとれたという現実がある中で、今後の目標、指標となるような数値がとれたということが評価の1つと捉えてございます。

以上でございます。

【黒沢委員長】 福岡委員。

【福岡委員】 すみません。私の聞き方が正しくなかったかもしれないんですが、事業者に委託して出来上がってきた成果物に対して、地域計画という書類自体に対してどういう評価だったり、つくった

ものに対して農政課の方も交えてつくったのかなと思うんですが、それについての評価を聞きたかったというところがあります。北部、中部、南部と分けて作成されているんですが、やはり分けなければいけなかつたのか、寒川は小さな町かなと思うところもあったので、そういった部分で分けられたりもしたので、委託事業者との話もあったと思うんですが、出来上がったものに対して農政課としてのどういう評価を持っていらっしゃるのか、成果というよりは出来上がった計画の書面についてどう思われているのかを確認したくてお伺いしました。それにお答えいただければありがたいなと思います。

以上です。

【黒沢委員長】 吉田農政課長。

【吉田農政課長】 地域計画を計画として策定した評価につきましては、こちらの書面をご覧になつていただいたかと思うんですけども、地域における現状と課題がまず整理されております。将来的な農地利用の在り方を目標として定めているところが、国の目的として設定されているところですので、それがきちっと管理できたと評価しているところでございます。また、3地区の考え方なんですが、農用地、青地というところを中心に一丸となっているところを塊として考えたときに、3地区が妥当だという判断の中から3地区で計画を立て、協議の場を設けたという形をとっております。

以上でございます。

【黒沢委員長】 福岡委員。

【福岡委員】 なぜ地域計画が北部、南部、中部と分かれているのを聞いたとか、地域計画そのものの評価について聞いたかというと、地域計画北部、中部、南部を全て見せていただいたんですが、地域農業の現状及び課題、あと地域における農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標とか、全部一緒だったんですよ、北部、中部、南部で。なので、なぜ同じことを書いてあるのにわざわざエリアを分けたんだろうとか、そもそも委託に出してお金をかけてしっかりとつくっているものが、エリアごとに同じ言葉が書いてあるというのは評価としてどのような形で思っていらっしゃるのか聞きたくて、いろいろ前段で聞いた部分ではあるんですが、せっかくエリアを分けているのであれば、エリアごとにそれぞれ特性なども違うはずではないかと思うのですが、特に現状や課題などもそうですね。それがコメントはほとんど同じだったんですよ。その辺についてどのような形で評価されているのか、一応エリアの違いはあるのかなと思って隅々まで見たつもりではあったんですが、違いが分からなかつたので、そういった部分についての農政課としての評価を、これは委託費としてお金をかけてつくっているものだと思いますので、それについての評価をお聞かせいただけたらなと思います。

【黒沢委員長】 吉田農政課長。

【吉田農政課長】 3地区の現状と課題と在り方みたいな文言という捉え方でお答えさせていただきたいと思います。先ほど申したとおり、最初の塊の中で3地区を設けさせていただいた上で協議を始めたというのがスタートとしてはございます。ただ、文言等については、その中でのお話をいただいた結果が当然それぞれの地域で違う言葉も出てきておりますが、総じてまとめると、同じような文言で整理ができたという結果として捉えてございます。

以上でございます。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

青木委員。

【青木委員】 10分の5ページなんですが、農業振興対策事業費のことですが、その中で去年の回答で、2名に増えたという話を聞きました。多分継続してやっておられるかとは思うんですけど、逆に令和6年度で辞めた方というのはいらっしゃるんですか。その点を確認させてください。

【黒沢委員長】 吉田農政課長。

【吉田農政課長】 今言われたのは、認定新規就農者の関係かと思いますが、その視点でお答え……。

【黒沢委員長】 新規就農者が2名だったと聞いたと、昨年。それで新規就農者2名だったんだけども、実際に新規就農したけれども、早期にやめられた方の数というのは把握していますかというような内容だったかと思います。

吉田農政課長。

【吉田農政課長】 新規就農者に関しては、昨年2名という報告をさせていただいた以降については、離農されることなく営農されている現状がございます。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、農政課の審査については以上とさせていただきます。

ここで入れ替わりがありますので、暫時休憩といたします。

---

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続いて、農業委員会事務局の審査に移ってまいります。執行部より説明を求めます。

吉田事務局長。

【吉田農業委員会事務局長】 これより、農業委員会事務局所管の令和6年度決算につきまして、審議をお願いいたします。説明につきましては事務局長より、質問につきましては出席職員でお答えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、農業委員会事務局所管の令和6年度決算につきまして、決算特別委員会説明（参考）資料により説明させていただきたいと思います。なお、農業委員会事務局につきましては、組織の見直しによる所管の変更はございません。

それでは、タブレット資料2ページをご覧ください。職員給与費につきましては、事務局長を除く農業委員会事務局職員2人分の給料、職員手当等共済費でございます。なお、特定財源は下表記載のとおりでございます。

続きまして、タブレット資料3ページ、農業委員会事務運営経費につきましては、農業委員会の活動を円滑に進めるための事務経費でございます。1節報酬につきましては、農業委員8名と農地利用最適化推進委員3名の報酬でございます。7節報償費は、農産物品評会等の農業委員会長賞の副賞代、8節旅費は、農業委員会委員の費用弁償及び事務局職員の普通旅費でございます。9節交際費は、支出がございませんでした。10節需用費は、農業委員会活動に係る消耗品でございます。11節役務費は、農地の利用状況調査に係る郵送料及びタブレット端末の通信費でございます。12節委託料は、農地台帳システムの保守委託料で、13節使用料及び賃借料は、農地台帳システムの機器リース料でございます。14節

備品購入費は、農地台帳用PCの購入費でございます。なお、不用額の理由につきましては、備考欄記載のとおりで、特定財源は下表に記載のとおりでございます。

なお、特別委員会説明資料4ページ以降に、農地の移動、転用一覧を参考として添付してございます。内容につきましては資料をご参照ください。

以上、農業委員会事務局所管の令和6年度決算の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

【黒沢委員長】 では、ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を受け付けます。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、農業委員会事務局の審査をこれにて終了とさせていただきます。大変にご苦労さまでした。

暫時休憩といたします。

---

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより都市建設部の審査に入ってまいります。初めに道路課の審査を行ってまいります。執行部より説明をお願いいたします。

畠山都市建設部長。

【畠山都市建設部長】 皆様、こんにちは。それでは、これより都市建設部4課の決算審査をお願いいたします。まずは道路課からとなります。説明につきましては勝又道路課長、ご質問につきましては出席職員にて対応させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

【黒沢委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 それでは、都市建設部道路課所管の令和6年度決算につきまして、決算特別委員会説明（参考）資料により説明させていただきます。なお、道路課につきましては、組織の見直しによる所属課の変更がございませんでしたので、よろしくお願ひいたします。

タブレット資料は2ページをご覧ください。1目道路橋りょう総務費でございます。職員給与費は、部長を含め道路課職員11人分の給料等でございます。

3ページをご覧ください。道路橋りょう管理経費は、道路や水路の適正な管理業務を遂行するために必要な経費で、旅費のほか需用費の消耗品費、負担金、補助及び交付金の主な内容及び不用額の理由は、備考欄に記載のとおりでございます。

4ページをご覧ください。道路橋りょう維持管理事業費は、町が管理する道路及び水路の境界確定立会いや図面作成、また道路法に定められた道路台帳の作成など、道路及び水路の適正な維持管理を目的とした事業で、委託料は、境界確定業務委託を含む4件で、詳細は、12ページの1つ目から4つ目の表をご覧ください。使用料及び賃借料の主な内容と委託料の不用額につきましては、備考欄に記載のとおり、また本事業の特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

タブレット資料は5ページをご覧ください。ここからは2目道路橋りょう維持費でございます。初めに、道路橋りょう管理経費は、道路や水路等の各種施設の維持管理を目的とした経費で、需用費は消耗品や光熱水費等、役務費は、寒川駅のエレベーター等の運行管理通信料等、原材料費は、道路補修用の

アスファルトなどの購入費、負担金、補助及び交付金は、JR東日本にお支払いしております寒川駅エレベーター等の電気料金負担金、なお、不用額の主な理由は、備考欄に記載のとおりでございます。

6ページをご覧ください。道路橋りょう維持補修事業費は、道路構造の保全、安全かつ円滑な道路の通行を確保するため、主に舗装につきましては寒川町舗装維持修繕計画、橋につきましては寒川町道路橋りょう長寿命化修繕計画、また道路照明につきましては道路照明施設計画書に基づき、修繕を実施しております。委託料は、舗裝修繕計画の改定業務等で、詳細につきましては、12ページ下段2つの表をご覧ください。工事請負費は、一之宮8号線を含む14件の舗装改良工事、橋りょう長寿命化工事1件及び排水構造物改築工事1件、また道路照明修繕工事1件、安全対策工事5件を実施しております。詳細につきましては、14ページ下段の表及び15ページの工事箇所表と16ページの工事箇所図、図面番号7から28をご覧ください。なお、不用額の主な理由は、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、本事業の特定財源は、下表に記載のとおり、歳入番号①、社会資本整備総合交付金は、資料9ページの道路橋りょう整備事業費とともに交付され、充当先は舗装改良工事2件、補助率は50%、また橋りょう修繕事業の工事1件と委託、橋りょう修繕事業の委託1件に充当しており、補助率はいずれも55%、歳入番号②は、記載のとおりでございます。

7ページをご覧ください。道路橋りょう維持管理事業費は、道路や水路等のインフラ施設を常に良好な状況に保つことを目的とした維持管理事業費で、需用費の修繕料は、道路照明などの修繕料、委託料は、道路や水路などの破損箇所の補修作業、側溝清掃、草刈りや樹木剪定、寒川駅のエレベーター等維持管理委託など、詳細につきましては、13ページ上段の表1から11をご覧ください。使用料及び賃借料は、道路用地として民地の一部を借りている土地借上料と寒川駅エレベーター等のモニター監視システムリース料、工事請負費は、寒川駅北口エスカレーターの維持修繕工事、なお、不用額の主な理由は、備考欄に記載のとおり、また本事業の特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

タブレット資料は8ページをご覧ください。ここからは3目道路橋りょう新設改良費でございます。初めに、道路橋りょう整備経費は、道路の新設や改良及び狭隘道路の解消を目的とした経費で、旅費のほか需用費の消耗品費は、プリンタートナー等の消耗品や参考図書等の購入費、使用料及び賃借料は、積算システム等の使用料、負担金、補助及び交付金は、各協議会への負担金で、不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

9ページをご覧ください。道路橋りょう整備事業費は、生活に密着に関連する社会基盤である道路の整備や改築を通じて町民が安全で快適な生活環境を享受できるよう交通インフラの向上を図るための事業で、役務費及び委託料は、備考欄に記載のとおり、用地買収に伴う費用で、詳細につきましては、13ページの2つ目から4つ目の表をご覧ください。工事請負費は、道路改良工事の事業費で、詳細につきましては、14ページ上段の工事箇所表と16ページの箇所図、図面番号1から6をご覧ください。公有財産購入費は、大曲14号線歩道整備事業及び狭隘道路事業に伴う用地買収費、補償、補填及び賠償金は、用地買収に伴う物件補償費、なお、不用額の主な理由は、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、本事業の特定財源は、下表に記載のとおり、歳入番号①、社会資本整備総合交付金は、資料6ページの道路橋りょう維持補修事業費とともに交付され、充当先ですが、委託料につきましては、狭隘道路事業に伴う測量分筆委託料、補助率は2分の1、工事請負費につきましては、大曲14号線歩道

整備事業、補助率は55%、公有財産購入費につきましては、大曲14号線歩道整備に伴う用地買収費、補助率は55%及び狭隘道路事業に伴う土地購入費、補助率は2分の1、補償、補填及び賠償費につきましては、狭隘道路事業に伴う物件補償費、補助率は3分の1を充当しております。歳入番号②は、記載のとおりでございます。

10ページをご覧ください。道路橋りょう維持管理事業費は、交通事故を防止するため区画線や道路反射鏡の新設または修繕、また通学路等の交通安全対策工事を実施する事業で、需用費の修繕料は、道路反射鏡の修繕、工事請負費は、道路反射鏡の新設と通学路の合同点検や職員による危険箇所点検等の結果を踏まえ、区画線やカラー舗装、車止め等を設置する交通安全対策工事で、詳細につきましては、15ページの箇所表と16ページの箇所図、図面番号29から31をご覧ください。

続きまして、本事業の特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

最後に、歳入の説明でございます。タブレット資料は11ページをご覧ください。財産収入の土地売払収入は、用木水路の払下げ1件による売払収入でございます。

以上、道路課が所管いたします令和6年度の決算についての説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。午前の審査はこれまでとし、午後に質疑を受け付けたいと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【黒沢委員長】 執行部の皆様もよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、ここで暫時休憩といたします。再開については13時15分といたします。よろしくお願いいたします。

---

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

午前中に引き続きまして、都市建設部道路課の審査を続けてまいります。午前中に道路課の説明まで終わっておりますので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございますか。

福岡委員。

【福岡委員】 それでは、質問させてください。道路橋りょう維持管理事業費なんですが、委託料の執行残として、道路側溝汚泥処分委託その他の執行残とありますが、こちらは当初見込みよりやるところが少なかったのか、それともやるべき箇所の作業が間に合わなかったのかどうか確認させてください。それと13ページなんですが、予算時に路上廃物自動車処理業務委託と路上バイク処理もあったんですが、決算の資料では消えていたので、その理由を教えていただければと思います。次に、道路施設等の管理業務委託の中で、道路維持補修作業委託は寒川建設業協会に委託されているんですが、こちらは過去の監査意見ですか、決算質疑において指摘があったと思うんですが、それでも継続されて委託されているので、その理由を教えていただけたらと思います。続いて、8ページの道路橋りょう整備事業費、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金の執行残についてなんですが、道路用地や狭隘道路解消を計画していたのが進まなかつたのか、購入や買収費が想定より低い金額となつたのか、これはどちらなのかに

について教えていただければと思います。

以上です。

【黒沢委員長】 4点でよろしいですかね。それでは、順次お答えをお願いいたします。

勝又道路課長。

【勝又道路課長】 まず、1点目の汚泥処分委託の執行残ということでございますが、こちらは予定していた側溝清掃委託と、それに伴って汚泥処分が出てくるんですが、一対になっておりまして、側溝清掃に関しましては、予定した数量を全て処理しております。ただ、堆積率が比較的少なかったため汚泥の処理量が少なかったということで、こちらで汚泥処分の執行残が出ていたということでございます。特段予定していた部分が処理し切れなかったわけではないというものです。それと2点目なんですが、路上バイクと車両の処分につきまして、資料がないということでございますが、こちらは特段処分したものがなかったので、記載してございません。執行していないということでございます。それと3つ目の建設業協会に補修の委託をしているということで、恐らく1社の随契ということで、そのご質問かと思われますが、こちらにつきましては、監査でも指摘はあったところなんですが、内部で調整した結果、財政課とも調整しつつ現行のままでやっているというものです。

【黒沢委員長】 彦坂副技幹。

【彦坂副技幹】 4点目の買収に伴う執行残なんですけれども、大曲14号線工事に伴う買収費を工事費に充てているんですけども、それに関しては予定どおり行っておりまして、狭隘事業に伴うものは申請に伴うものなので、予定より少なかった執行残になります。

以上です。

【黒沢委員長】 福岡委員。

【福岡委員】 すみません。質問させていただいたまず1点目の道路側溝汚泥処分の件は、清掃自体は予定どおりやられて堆積が思ったよりもなかったということでの執行残というのは分かりましたので、結構です。続いて、路上廃物の自動車とバイクの件も、処分はなかったということで内容は分かりました。次の道路施設等管理業務の寒川建設業協会の委託なんですが、先ほどもお話がありましたけども、監査ですか、過去の決算の質疑で指摘がありましたので、個人的には必要性が明確にあって納得させられるものがあれば十分よいかと思うんですが、その指摘の中で、建設業協会に一般競争入札でなくて直接依頼ということで…………… (発言取り消し) ………………、仕組みとしてどのような形でそういう疑義に対応するような形をとられているのかだけ最後に教えてください。そして道路橋りょう整備事業費は、申請がなかった部分は、すみません。把握できなかったので、もう少し詳しく教えていただいてよろしいでしょうか。お願いします。

【黒沢委員長】 彦坂副技幹。

【彦坂副技幹】 狹隘道路に伴う申請なんですけども、道路幅が狭い4メーター未満のところに家を建てる場合に狭隘申請というのが出てきまして、それに伴う申請件数によって狭隘の用地費が増減することがあります。

以上です。

【黒沢委員長】 あと建設業協会の随契についての町の見解をお答えいただけますか。先ほどの答え

は、内部で調査し、財政課とも調整した上で、このやり方がベストだと町としては判断して行ったと思 いますけども、その辺の見解についてもう少しお聞かせいただければと思います。

彦坂副技幹。

【彦坂副技幹】 この維持補修委託なんですけれども、緊急の補修というのが一番、それに対応できるところで寒川町の建設業協会に緊急対応、住民対応というところで迅速に対応できるというところが メリットと考えておりますので、そういう部分を考慮しまして、仕組みとしては一番迅速に対応できる 仕組みと考えております。

以上です。

【黒沢委員長】 福岡委員。

【福岡委員】 建設業協会なんですが、頼まれた理由自体は分かったんですが、その部分で指摘な どがあったと思うので、……………（発言取り消し）……………、ちゃんと問題ないですよ という形で依頼できているような仕組みなどがあれば教えていただいたというところだったので、もし それがあれば教えていただければと。道路橋りょう整備事業費は、すみません。私の勘違いというか、 ページ自体が漏れていたんですが、9ページの公有財産の補償費の執行残についてお伺いしたいところ だったんですけども、補償、補填及び賠償金の執行残というのが、一般的にはある程度賠償の話が決ま った中での執行だと思うので、これが不用額になっているところについてご説明いただければなという ところでございます。

以上です。

【黒沢委員長】 彦坂副技幹。

【彦坂副技幹】 補償、補填及び賠償金につきましても、道路用地大曲14号線に伴う賠償費の残と狭 隘道路の残になりますて、同じく狭隘道路の申請に付随するものになりますので、公共用地の大曲14号 線に伴う執行残というよりは、狭隘に伴う申請件数の増減により賠償金の執行残となります。

以上です。

【黒沢委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 建設業協会への維持補修委託につきまして、仕組みとしましては、町民から、あるいは職員から例えば舗装の穴が開いているという場合に、小規模であれば職員で対応したり、あるいはシルバーパートナーに委託しております補修で対応しているんですが、少々規模が大きくて迅速に 対応しなければならないというような状況につきましては、建設業協会に依頼しております、我々も 現地で立ち会うときもあれば、しっかり指示をして、この範囲でこういう形で補修してくださいと依頼 をかけまして、そのとおりに、若干お知恵もいただきながら補修していただく、完了の際にはこちらで チェックしておりますし、かかった経費等も算出してもらって、しっかりくまなくチェックしておりますので、 きっちり対応しているものでございます。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

青木委員。

【青木委員】 道路橋りょう維持補修事業費16分の6でお尋ねしますけども、去年大規模事業を理由 に例年より7割減額されたと説明があったんですけど、計画の中で目標が大体2キロということになっ

ているんですが、令和6年の進捗状況をまずお聞かせください。それと道路橋りょう維持管理事業費16分の7なんんですけど、今、福岡委員も言って、執行はしていたと、執行残はあるけども、その辺はやつたと今お聞きしたんですけど、側溝のしゅんせつについてなんんですけど、側溝のしゅんせつについては、充てられた金額というのは、その中の幾らかということについてお尋ねします。

【黒沢委員長】 彦坂副技幹。

【彦坂副技幹】 1点目の修繕の延長なんですけれども、修繕計画令和6年度約2.1キロに対しまして舗装実績も2.1キロということで、計画に対して100%実行しております。

以上です。

【黒沢委員長】 出ますか、側溝のしゅんせつにかかった決算金額は。

勝又道路課長。

【勝又道路課長】 側溝清掃の決算額につきましては、771万8,700円でございます。

【黒沢委員長】 青木委員。

【青木委員】 1つ目の質問ですけども、2.1キロということで達成していると分かりました。計画としては順調に進んでいるということで間違いないのかということをお尋ねします。それと771万8,700円ということでした。これを何で質問したかというと、しゅんせつについては、非常に相談があるんですね。予定どおり進めているとは思うんですけど、相談に対して柔軟な対応をしているのかということについてお尋ねします。

【黒沢委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 側溝清掃につきましては、以前もお話ししたかと思うんですが、基本的には側溝が詰まっている、あるいは管が詰まっている、集水ますが詰まっているよということで町民から通報を受けたところ、現地確認しまして、堆積率50%を超える場所であれば基本的には対応している、それ以外にも50%に満たない場合でも、周辺の雨のときの状況を確認しまして、我々でしゅんせつすべきだと判断した場合は、側溝清掃を実施しておるところでございます。昨年度につきましては、実は当初の契約額プラス苦情が多かったので、執行残をプラスして増額して対応しておりますので、比較的柔軟にといいますか、苦情に対しては適切に対応していると考えております。

【黒沢委員長】 道路の修繕延長については、計画どおり進んでいるという理解でよろしいかと。

彦坂副技幹。

【彦坂副技幹】 修繕計画に伴う延長なんですけれども、今回ずっと令和3年からやっている計画なんですけども、毎年100%という形で予定どおり進捗させていただいております。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

横手委員。

【横手委員】 お金のない中で、うまくやりくりしながらやっていることには心から感謝します。本当にありがとうございます。ちょっと気になっているのが、これは毎年あることなんんですけども、特にこの令和6年の年度末にいろいろ声を聞いたんですけど、工事のときの警備員不足というのがあって、例えば4本当に必要なのかとか、3必要なのか、実は3で2か所にいて、3人で救急も含め

て回していただければいいのに、そこにもう一人どうしても必要だみたいな感じで入れざるを得なくて、すごく苦労しているという話を聞いたし、実際僕が工事現場に行って見ていたりするんですね。その辺というのはどう対応されるか、無事工事は終わっているので、そのときどう対処されたのか、特に警備員がいないときにどう対処されたのか、それを教えていただけますか。

【黒沢委員長】 彦坂副技幹。

【彦坂副技幹】 今お話がありましたように、警備員不足というのは、こちらにも伝わってくるところであります。そのために工期延期とならないように、町の発注はなるべく一番忙しい繁忙期ではなくて、早期に発注するような形で皆様が忙しい年度末に近い時期になるべく工事を避けるような形で、工期を前倒しするような形で寒川町の公共工事については発注するような心がけをするような形で、だけども、人が足りないという部分に関しましては、工事箇所をなるべく増やさないような形とか分割するような形で、工夫しながら現場の方と事業者と調整しながら工夫する形で人員不足を解決するよう対策しております。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、道路課の審査については、以上とさせていただきます。大変にご苦労さまでした。

暫時休憩といたします。

---

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

ここで進行を副委員長と交代いたします。

【吉田副委員長】 それでは、次に、都市建設部下水道課一般会計分の審査に入ります。説明を求めます。

畠山都市建設部長。

【畠山都市建設部長】 それでは、続きまして、下水道課の決算審査をお願いいたします。説明につきましては西島下水道課長、質疑につきましては出席職員で対応させていただきます。よろしくお願ひいたします。

【吉田副委員長】 西島下水道課長。

【西島下水道課長】 それでは、都市建設部下水道課所管の令和6年度決算につきまして、決算特別委員会説明（参考）資料によりご説明させていただきます。なお、下水道課につきましては、組織の見直しによる所管課の変更はございませんでしたので、よろしくお願ひいたします。

それでは、説明させていただきます。一般会計です。決算書は89、90ページの8款土木費2項都市計画費3目下水道費です。

タブレット資料は2ページをご覧ください。18節負担金、補助及び交付金は、0001下水道事業特別会計負担金2億6,250万5,704円と、0002下水道事業特別会計補助金1,900万円となり、決算合計額は2億8,150万5,704円となりました。23節投資及び出資金は、0003下水道事業特別会計出資金2,908万405円の

決算額となりました。これらにつきましては、一般会計から下水道事業特別会計への繰出です。

一般会計についての説明は以上となります。

【吉田副委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【吉田副委員長】 なきようであれば、これで質疑を打ち切ります。

引き続き、下水道課公営企業会計下水道事業特別会計の審査に入ります。説明を求めます。

西島課長。

【西島下水道課長】 続きまして、特別会計についてご説明いたします。

決算書は161、162ページの令和6年度寒川町下水道事業特別会計決算報告書です。(1)収益的収入及び支出で、事業運営に係る収支です。上の表の収入における第1款下水道事業収益の決算額は、13億5,879万2,804円で、予算額に対し1,934万8,196円の減額となりました。

次に、下の表の支出における第1款下水道事業費用の決算額は、13億2,875万2,018円で、4,335万9,982円の不用額が生じました。

163、164ページは、(2)資本的収入及び支出で、下水道施設の整備や改築更新に係る収支です。上の表の収入における第1款資本的収入の決算額は3億5,087万1,187円で、予算額に対し9,639万5,813円の減額となりました。

次に、下の表の支出における第1款資本的支出の決算額は7億7,044万6,123円で、翌年度繰越額が2,400万円ありますので、予算額に対して8,894万6,877円の不用額が生じました。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、損益勘定留保資金などで補填しております。

165ページは、令和6年度寒川町下水道事業特別会計損益計算書です。こちらは、令和6年度中における公共下水道事業の経営成績を明らかにするため、営業活動等による収益と費用を記載し、純損益とその発生の由来を示した計算書となります。上から1、営業収益と2、営業費用の差である営業利益がマイナス3億4,253万3,916円、3、営業外収益と4、営業外費用の差である営業外利益が3億4,526万9,417円となりましたので、営業利益と営業外利益の差額273万5,501円が経常利益となりました。5、特別利益につきましては79万1,615円、6、特別損失につきましては1万1,387円となりましたので、これらの差引額78万228円と、先ほどの経常利益と合わせた351万5,729円が当年度の純利益となります。なお、当年度純利益に前年度からの繰越利益剰余金2,187万8,095円を加えた当年度未処分利益剰余金は、2,539万3,824円となっております。

166、167ページは、令和6年度寒川町下水道事業特別会計剰余金計算書で、剰余金が年度中にどのように増減、変動したか、この内容を示した計算書です。表中の資本金につきましては、公営企業法第17条の2の規定による雨水の建設財源に充てる一般会計出資金を追加し、当年度末残高は66億5,072万4,583円となりました。

次に、剰余金のうち資本剰余金でございますが、受贈財産評価額及び補助金に変動はなく、当年度末残高は1億4,073万4,697円、同じく剰余金のうち利益剰余金につきましては、当年度純利益が351万5,729円生じましたので、当年度未処分利益剰余金は2,539万3,824円となります。以上、資本金と剰余

金を合わせた資本合計の当年度残高は66億5,072万4,583円となります。

166ページ下段の令和6年度寒川町下水道事業特別会計剰余金処分計算書は、資本金、資本剰余金、未処分利益剰余金の処理状況を表したもので、令和6年度は議会の議決による処分を行わず、繰越利益剰余金とするものです。

168、169ページの令和6年度寒川町下水道事業特別会計貸借対照表は、企業の財政状態を明らかにするため、令和7年3月31日時点において保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表したもので

168ページ、資産の部における1、固定資産の合計は205億7,243万1,959円で、2、流動資産の合計は、4億2,637万6,886円で、この2つの額を合わせた資産合計は、209億9,880万8,845円となります。

169ページ、負債の部における3、固定負債の合計は54億8,776万2,956円、4、流動負債の合計は6億5,272万193円、5、繰延収益の合計は82億760万1,113円、負債合計は143億4,808万4,262円となります。資本の部における6、資本金は64億8,459万6,062円、7、剰余金は1億4,073万4,697円、資本合計は66億5,072万4,583円となり、この資本合計に先ほどの負債合計を合算した負債資本合計は、209億9,880万8,845円となり、168ページの資産合計と同額となっております。

以上が決算報告書でございます。

なお、企業会計決算における法定調書は、各事業の支払いの明細提示がございませんので、歳出の詳細につきましては、決算特別委員会説明（参考）資料によりご説明いたします。また、下水道事業につきましては、総務省繰出基準などにより科目も多く、その充当先が多岐にわたるため、資料各ページの財源欄と収入番号欄、各表の下段にあります事業に対する収入科目等をご確認いただきたくお願い申し上げます。

それでは、収益的支出で、事業運営に係る支出について説明させていただきます。資料の3ページをご覧ください。下水道維持補修事業費の光熱水費は、水門開閉及びマンホールポンプの電気料、修繕費は、令和6年度は修繕がございませんでした。通信運搬費は、水位等監視システムの利用料等に係る通信運搬費、委託料は、下水道施設の維持管理に要する委託で、18件の委託を行いました。内容につきましては、資料の26ページに掲載してございますので、ご参照ください。賃借料は、下水道施設用地として借地しております2筆分の賃借料、工事請負費は、下水道施設の維持管理に要する補修工事など6件の工事を行いました。内容につきましては、資料の28ページに掲載してございますので、ご参照ください。材料費は、下水道施設の人孔蓋購入の材料費、負担金は、茅ヶ崎市直接流出区域の雨水処理に要する維持管理費用について協定に基づき茅ヶ崎市へ応分の負担を行ったものです。補助交付金は、雨水貯留槽設置について助成を行ったものです。

資料4ページをご覧ください。下水道台帳管理費の委託料は、下水道台帳システムの保守業務等の委託料です。内容につきましては、参考資料の26ページ中段に掲載してございますので、ご参照ください。

資料5ページをご覧ください。流域下水道維持管理事業費の負担金は、神奈川県及び9市3町で構成する相模川流域下水道の汚水処理及び維持管理に要する費用について応分の負担を行ったものです。

資料6ページをご覧ください。水質規制事業費の委託料は、公共下水道施設の機能確保を目的とした事業用排水の水質分析で、内容につきましては、参考資料の26ページ下段に掲載してございますので、ご参照ください。

資料7ページをご覧ください。水洗便所等普及事業の補助交付金は、水洗トイレの普及促進等を図るため、当該改造工事に関する助成金及び貸付あっせん利子補給で、2件の申請に対する補助交付金です。

資料8ページをご覧ください。職員給与費の給料から賞与引当金繰入額までは、事業運営に係る職員7人分の人物費です。報酬は、下水道運営審議会委員の報酬です。

資料9ページをご覧ください。一般管理費については、事業運営に係る事務経費です。旅費から被服費は、職員の普通旅費、事務用品などの購入費、公用車のガソリン代や点検及び車検代、通信運搬費は、指定工事店と責任技術者の更新通知の切手代、手数料は、公用車の車検用収入印紙代、保険料は、公用車の自賠責保険任意保険代、委託料は、上下水道料金一括納付事務や公営企業に関連する委託など7件の委託を実施しております。内容につきましては、資料の27ページに掲載しておりますので、ご参照ください。賃借料は、企業会計システム用機器や積算用プリンター等の借上料、負担金は、日本下水道協会等や一般会計事務経費等の負担金、公課費は、公用車の自動車重量税、雑費は、過誤納還付加算金の支出がございませんでした。貸倒引当金繰入額は、不納予定額による差額補充分です。

資料10ページをお開きください。有形固定資産減価償却費は、下水道施設の減価償却費です。

資料11ページをお開きください。無形固定資産減価償却費は、流域下水道の施設利用権としての減価償却です。

資料12ページをご覧ください。企業債利息の下水道債支払利息は、町債元金に対する利子です。

資料13ページをご覧ください。一時借入金支払利息は、資金不足の際の一時借入れに対する利子ですが、一時借入れを行わなかったため支出はございませんでした。

資料14ページをご覧ください。消費税及び地方消費税は、消費税法第4条第1項の規定により納入するものでございます。

資料15ページをご覧ください。過年度損益修正損は、使用料更正に伴う費用です。

資料16ページをご覧ください。その他特別損失は、過年度の支払い不足に備える科目の設定で、該当はございませんでした。

資料17ページをご覧ください。予備費は、該当はございません。

ここまでが収益的支出で、事業運営に係る支出となります。

ここからは資本的支出の説明で、下水道施設の整備に係る支出となります。

資料18ページをご覧ください。下水道整備事業費の手数料は、用地買収に伴う不動産鑑定手数料です。委託料は、市街化区域における委託料で、高額資材調査など6件を実施しております。内容につきましては、資料の29ページ上段に掲載しておりますので、ご参照ください。使用料は、公共下水道の積算システム使用料です。工事請負費は、汚水及び雨水に関する建設改良工事で8件の工事を実施しております。内容につきましては、資料の30ページ上段に掲載しておりますので、ご参照ください。負担金は、県道掘削に伴う県道負担金で、支出はございませんでした。補償費は、工事の実施に伴う既存埋設物や構造物の移設補償費で、損失補償の該当がないため支出はございませんでした。

資料の19ページをご覧ください。下水道調整区域整備事業費の委託料は、市街化調整区域における委託料で、汚水処理設置整備構想見直し検討業務委託など2件を実施しております。内容につきましては、資料の29ページ下段に掲載しておりますので、ご参照ください。工事請負費は、汚水に関する建設改

良工事で、2件の工事を実施しております。内容につきましては、資料の30ページ下段に掲載してございますので、ご参照ください。負担金は、県道掘削に伴う県道負担金です。補償費は、工事の実施に伴う既存埋設物や構造物の移設補償費で、損失補償の該当がないため支出はございませんでした。

資料20ページをご覧ください。職員給与費の給料から賞与引当金繰入額までは、下水道施設の整備に係る職員3人分の入件費です。

資料21ページをご覧ください。一般管理費の旅費から印刷製本費は、下水道施設の整備に係る事務経費です。委託料は、ウォーターP P P導入検討業務委託を翌年度に繰越ししています。

資料22ページをご覧ください。相模川流域下水道建設事業費の負担金は、相模川流域下水道の施設整備事業に要する応分の負担をするものでございます。

資料23ページをご覧ください。有形固定資産購入費の機械及び装置等購入費は、可搬式ポンプ購入費です。

資料24ページをご覧ください。企業債償還金の下水道事業債償還金は、過去に借り入れた企業債の償還金元金です。

以上が、各事業の詳細でございます。なお、決算特別委員会説明（参考）資料ですが、これまでのご説明以外に31ページに工事箇所図、32ページに公共下水道普及状況表、33ページに供用開始図を添付してございますので、ご参照ください。

令和6年度寒川町下水道事業特別会計の決算に関する説明は以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【吉田副委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

福岡委員。

【福岡委員】 まず、下水道整備事業費は、補償費が全額不用費という形で計上されていて、損失補填が特になかったということなんですが、予算のときにはまだ取りあえず仮で入れていたという形なんでしょうか。特に決まっていたものではなく、そういったものがなかったとかではなく、一応あったときのためにと入れていたのが、結果としてなかったという認識でいいのか確認させてください。続いて、総括評価にいくんですが、69ページの下水道整備の施策目標なんですが、床上浸水戸数と床下浸水戸数の施策目標になっていたんですけども、こういった目標ですと、大雨の状況などにも左右されるのかなと思いまして、指標として果たして適切だったのかと考えられるんですが、それについての見解をお聞かせください。続いて、決算書の特別会計報告書の172ページなんですが、経常収支比率100.02%ということで基準値の100%を上回っていたんですが、経費回収率も令和5年度比べ料金見直しをした結果が95.5%までと、かなりの改善はされているのかなと思うんですが、耐用年数を超過した管などの老朽化はないとはいえ、有形固定資産償却率が28.03%と、まだまだ高くはないんですが、進んでいる状況を考えると、経費回収率100%には達していないことですか、今後の更新を考えると、下水道特別会計として予断を許さない状況ではないかなと思うんですが、その辺りの見解についてお聞かせ願えればと思います。

以上です。

【吉田副委員長】 順次回答を求めます。

西島課長。

【西島下水道課長】 まず、1点目の補償費の案件なんですけども、実際地下埋設物等の関連で掘削した場合、本管を含めて。埋設物の移設するものが該当しなかったというところが1点あります。2点目の施策目標についてなんですけども、基準値令和元年の床上浸水戸数18件、あと床下浸水戸数88件で、全部で106件と設定しております。実際令和3年7月に床上1件、床下5件、引き続き令和3年9月に床上ゼロ件、床下1件、令和3年度は実績値は7件で、目標値はゼロを目指すところに設定しております。

【吉田副委員長】 遠藤副主幹。

【遠藤副主幹】 私からは、経常収支比率の件についてお答えいたします。令和6年度の経常収支比率は、委員がおっしゃったように、100.2%と前年度と同率になっておりますが、こちらは一般会計から経営で賄い切れない経費に関して赤字補填を一般会計から受けておりまして、それを含めて経常収支比率は100.2%となっております。ただ、一般会計から経営で賄い切れない赤字補填、補助金を差し引いた場合の経常収支比率については、98.7%と100%を下回っておりますので、おっしゃるとおり、予断を許さない状況であることは確かにございます。また、有形固定資産の減価償却比率についても、令和6年度については28.03%となっておりまして、前年度より2.43%の増となっておりまして、こちらも老朽化が進んでいることが指標に表れていることは確かにございます。現在令和6年度より経費回収率がこれまで低かったので、平均で約23%の使用料改定を行っておりまして、令和6年度の経費回収率については、前年度より16.3ポイント上昇した95.5%となっております。ただ、今後また維持管理等に多額の費用がかかることになりますので、現在今年度に経営戦略の改定の作業をしておりますので、その中でまた今後どうしていくかということは、審議会の委員の意見も聞きながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

【吉田副委員長】 2点目なんですけど、床上の件数で今お答えをいただいたんですが、そういうことですよね。床下浸水かどうかというのは、指標として判断根拠にするのが正しいのかどうかという質問だったかなと思うんですけど、件数でお答えいただいたんですが。

飯田副技幹。

【飯田副技幹】 先ほどの床下、あるいは床上浸水、そういった指標が果たしてどうなのかという話だと思うんですけれども、この指標を設定した当時に、将来町として浸水がないことが望ましい部分を目標として掲げているということで、浸水の床下、床上の指標というような設定をしてございます。先ほど委員のおっしゃったとおり、雨の降り方によっては、その年度によって当然床上だとか床下というのは件数は変わるというのは確かにそのとおりなんですが、我々としましては、床上ですとか、床下というよりかは、きちんと雨が流れるような整備をしていく、あるいはソフト面を進めていくという部分で考えておりますので、そういう指標になってございます。

以上です。

【吉田副委員長】 福岡委員。

【福岡委員】 先ほど、最後のところで、そういうような指標になっているという話で、既になっているということなんですか。これからしていくということなのか。床下浸水とか床上浸水とか、自然に左右されるものからちゃんと流れる形の指標にしていくということなんですか。それとも既になっているということなんですか。どちらの答弁なのか。

【吉田副委員長】 という2回目の質問になっちゃうけど、それだけでいいですか。

【福岡委員】 あと、続いて、特別会計は、おっしゃったとおりなんですが、経営的にはかなり厳しい数字だなと思ったんですが、改善しようとすると使用料の改定とか、そういう部分に行き着いてしまって、受益者負担のバランスがよりよい形というか、どう進めていくかが見いだせなかった部分があるんですが、使用料の改定については、直近でやったばかりなので、すぐには難しいかなと考えると、今の事業数値はかなり厳しいのが想像できてしまうので、その部分についてなかなか正解はないと思うんですけど、今時点でどのような形で進めていこうとしているのかだけ、最後に見解を聞かせていただけたらと思います。

【吉田副委員長】 飯田副技幹。

【飯田副技幹】 先ほどの総合計画では、既にそういう設定になってございます。それで、前回までは第1次実施計画で、それから第2次という形で現在のところ指標を行っているところでございます。

以上です。

【吉田副委員長】 西島下水道課長。

【西島下水道課長】 経営的に厳しいというところもあるんですけども、使用料改定についてなんですが、令和3年4月に提出された下水道運営審議会の答申書では、今後の改定に当たっては継続的に経営状況と財政状況を検証し、社会情勢や経済の動向などに配慮した上で進めていく、そこで今後も100%を目標にする考えに変更はありませんけども、改定時期については、先ほど答弁させていただいた現在進めている経営戦略改定業務も含め、進捗に合わせ今後の審議会等の中で議論した上で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

【吉田副委員長】 他に質疑はございますか。

青木委員。

【青木委員】 これは別の資料なんんですけど、令和6年度寒川町決算審査意見書・財政健全化及び経営健全化審査意見書によりますと、83分の67ページ、下水道使用料が令和5年度に比べて比率としては19.2%の増になっている、これは改定だと思うんですけど、令和6年には23%という目標だったと思うんですけども、料金改定の計画としては23%ということだったんですけど、この数字の乖離の要因というのは、どういったものが言えるのかお尋ねします。

【吉田副委員長】 順次答弁を求める。

飯田副技幹。

【飯田副技幹】 すみません。先ほどの19.2%の増という部分については、意見書の中で料金の全体の増が19.2%ということだと思うんですけども、23%というのは、あくまでも使用料の単価設定の中で平均改定率として23%、結果として当然値上げをすれば水の使用を控える傾向もあるので、その中で

も19.2%の収入としての増があったという内容になっていますので、指標のパーセントの乖離というよりかは、ベースになるものは違いますので、そういう形になってございます。

以上です。

【吉田副委員長】 青木委員。

【青木委員】 分かりました。ただ、数字的なものからいうと、1億1,000万円負担を強いているということには変わりないと思うんですけども、行政として、自分も審議会でいろいろと説明は受けているんですけど、これ以上コスト削減ができなくて受益者負担としてお願いしている部分はあるんですけど、改定は行いつつも、コスト削減という努力は今もしているのかということを確認します。

【吉田副委員長】 令和6年度にしたかということでおろしいですか。

西島課長。

【西島下水道課長】 今の青木委員さんのご質問なんんですけども、令和6年度に対してはコスト縮減の検討はしているという解釈であります。

以上です。

【吉田副委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【吉田副委員長】 なきようであれば、質疑を打ち切ります。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

---

【吉田副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

下水道課の審査が終わりましたので、次に、都市建設部都市計画課の審査に入ります。説明を求めます。

畠山都市建設部長。

【畠山都市建設部長】 では、続きまして、都市計画課の決算審査をよろしくお願ひいたします。説明につきましては柏沼都市計画課長、質疑につきましては出席職員で対応させていただきます。よろしくお願ひいたします。

【吉田副委員長】 柏沼都市計画課長。

【柏沼都市計画課長】 それでは、都市建設部都市計画課所管の令和6年度決算につきまして、決算特別委員会説明（参考）資料によりご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。なお、都市計画課につきましては、組織の見直しによる所管課等の変更はございませんでしたので、よろしくお願ひいたします。

まずは決算書87ページから88ページの都市計画総務費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。都市計画事務経費でございますが、都市計画事務に要する経費及び各種負担金に要する経費で、報酬は、都市計画審議会委員の報酬、旅費は、都市計画審議会委員の費用弁償及び職員の普通旅費、消耗品は、参考図書及び事務用品等の購入、負担金、補助及び交付金は、神奈川県建築物震後対策推進協議会ほか3件の協議会への負担金でございます。

続いて、下の表をご覧ください。充当する特定財源でございます。歳入番号1、決算資料は31、32ペ

ージの都市計画手数料は、証明手数料でございます。

タブレット資料3ページをご覧ください。耐震改修促進事業費につきましては、地震被害の軽減を目的にブロック塀や木造住宅の耐震化促進を行うものでございます。役務費は、応急危険度判定士との書類連絡に用いる返信用切手費用でございます。負担金、補助及び交付金は、木造住宅の耐震診断、耐震改修工事及び沿道建築物の耐震診断並びに倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去を推進する防災工事への補助金でございます。

下の表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号1につきましては、決算書35、36ページの社会資本整備総合交付金となります。歳入番号2は、決算書37、38ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金の2分の1、除却ブロックの3分の1の一部を充ててございます。なお、歳入番号3、決算書39、40ページの都市計画費補助金は、沿道建築物に該当する申請がなかったため収入並びに充当はございません。また、令和6年度の耐震関係事業実績でございますが、耐震相談が9件、耐震診断補助が8件、耐震改修工事がゼロ件、耐震性のない住宅の除却工事が5件、沿道建築の耐震診断がゼロ件、危険ブロック塀の撤去回収が8件でございます。

タブレット資料4ページをご覧ください。住居表示整備事業費につきましては、建物への付番や街区表示板の維持管理を行うもので、需用費の消耗品につきましては、住居番表示板の貼付け用数字シール及び町名表示板の購入費でございます。

タブレット資料5ページをご覧ください。都市計画基礎調査関連経費は、都市計画業務に必要なJISシステムの保守更新に要する費用です。使用料及び賃借料は、都市計画業務システムJISの賃貸料でございます。

下の表をご覧ください。特定財源でございます。歳入番号1、決算書41、42ページの地図売扱収入都市計画総括図等の売扱代金を充てております。

タブレット資料6ページをご覧ください。空き家対策事業費につきましては、町内における空き家等に関する対策を総合的、計画的に進めることを目的とするものです。報酬及び旅費は、空き家等対策協議会委員の報酬及び費用弁償でございますが、令和6年度は書面会議による開催のみであったことから支出がありませんでした。通信運搬費は、空き家所有者の相続調査に使用する切手代ですが、郵送が必要な案件が発生しなかつたため支出はありませんでした。

タブレット資料7ページをご覧ください。線引き見直し事業費につきましては、神奈川県が令和7年度の告示を予定している第8回線引き見直しに係る都市計画変更に要する図書等作成の委託料でございます。

タブレット資料8ページをご覧ください。都市計画事業基金積立金につきましては、都市計画事業に充当するための積立金で、下の表は、特定財源でございますが、歳入番号1、決算書は41、42ページの都市計画事業基金利子を充てております。

タブレット資料9ページをご覧ください。公共交通充実促進事業費につきましては、コミュニティバスの運行をはじめ鉄道の輸送力利便性の向上等交通施策の推進を目的としたもので、報酬については、地域公共交通会議における委員報酬でございます。旅費は、協議会委員の費用弁償でございます。印刷製本費は、コミュニティバスのパンフレット印刷費用でございます。委託料は、コミュニティバス運行

に要する費用でございます。コミュニティバスの利用者状況に関しましては、新型コロナウイルスの影響により利用者は減少しましたが、令和6年度実績では、コロナウイルス以前の平成30年度の利用者水準を回復いたしました。負担金、補助及び交付金につきましては、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議及び相模線複線化等促進期成同盟会への負担金、寒川・海老名駅間の路線バス運行に対する負担金でございます。

続いて、決算書87ページから90ページの2目公園緑地費でございます。タブレット資料は10ページをご覧ください。公園緑地管理経費は、公園等の維持管理に要する経費で、旅費は、職員の普通旅費、消耗品費は、公園等維持管理用品の購入、光熱水費は、公園の電気代、上下水道、ガス代の料金、修繕料は、遊具や公園灯の修繕費でございます。役務費は、一之宮公園管理事務所の電話料金や、町内11か所の砂場における大腸菌群数及び回虫卵の検査手数料及び公園の遊具等の保険料でございます。委託料は、公園緑道における樹木の剪定や除草清掃、遊具の点検やトイレ清掃など16件の委託料で、16ページに一覧がございますので、ご参照をよろしくお願ひいたします。使用料及び賃借料は、川とのふれあい公園の公園等用地の借上料、AED借上料金でございます。工事請負費は、宮山緑地ポンプ制御盤改修工事でございます。原材料費は、さむかわ中央公園ほか2公園の砂場、常温合材の購入費でございます。備品購入費は、AED保管ボックスや議席車止め等の購入費でございます。負担金、補助及び交付金は、かながわトラストみどり財団の負担金等でございます。

続きまして、下表をご覧ください。充当する特定財源でございます。決算書29、30ページに記載されております歳入番号1、都市公園施設設置管理使用料は、自動販売機の設置使用料、歳入番号2、都市公園使用料は、公園の占用利用料でございます。歳入番号3、公園占用料は、公園に設置されている電柱等の占用料となります。歳入番号4、行政財産使用料は、シンコースポーツ寒川アリーナ職員の駐車場使用料、歳入番号5は、決算書41、42ページに記載されておりますまちづくり寄附金、歳入番号6は、決算書41から44ページに記載されておりますまちづくり基金繰入金を充てております。充当先は記載のとおりとなります。

タブレット資料11ページをご覧ください。公園等協働事業費につきましては、公園愛護会活動を通じて公園の美化、維持管理及び愛護思想の普及啓発を目的としたもので、補償費は、公園活動団体への報償金でございます。公園愛護会につきましては、令和6年度末時点において7団体が12か所の公園で活動している状況となってございます。

下の表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号1、決算書41から44ページ、まちづくり基金繰入金を充てております。

タブレット資料12ページをご覧ください。緑の保全普及啓発事業費につきましては、公園等の緑化、緑の保全に要する事業費で、消耗品は、産業まつりに合わせて行う緑化フェアで、配布用苗木や花植えボランティア用の花の苗の購入費、負担金、補助及び交付金は、保存樹木及び樹木所有者に対しての保全に係る推奨補助金でございます。

下の表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号1、決算書41から44ページ、まちづくり基金繰入金を充てております。

続きまして、決算書は89、90ページの4目国県事業対策費でございます。タブレット資料は13ページ

をご覧ください。国県道整備促進事業費は、国や県が行う道路及び河川事業に対しての整備促進要望に伴う経費で、旅費は、国県事業に係る職員の普通旅費、負担金、補助及び交付金につきましては、新湘南国道並びに藤沢大磯線新設改良促進協議会ほか4件への負担金等でございます。

最後に、歳入でございます。タブレット資料14ページをご覧ください。決算書41、42ページの公有財産売扱収入につきましては、不用となった備品等を売却したことによる収入となります。決算書45、46ページの土木費雜入につきましては、一之宮公園等自動販売機電気使用料及びコミュニティバス広告掲載料でございます。

説明につきましては、以上となります。ご審査のほどよろしくお願ひいたします。

【吉田副委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

茂内委員。

【茂内委員】 お願いいたします。大変申し訳ないんですが、3ページの耐震改修促進事業費なんですけども、住宅の耐震化と危険ブロックの数値が全然頭に入ってこなくて、もう一度話を来ていただければと思います。すみません。あと10ページの公園緑化の管理経費なんですが、こちらは委託事業一覧の公園緑地管理経費には、5と6、委託先が2つあります、簡易補修と、あと点検というのがありますが、簡易補修というのは、どこまでのものかといいますか、どういったものか、またあと点検というのを聞きたいんですが、点検のサイクルが分かれば教えてください。それともう一つ、先ほど間違えてしまったムクドリの件なんですけども、ムクドリも委託事業一覧を見ると、ニッショウ機器（株）さんで防除作業をやってくださったようなのですが、この作業内容を教えてください。

以上4つ、お願いします。

【吉田副委員長】 順次答弁を求めます。

柏沼課長。

【柏沼都市計画課長】 耐震改修等につきましての数字のご質問だと思うんですけども、令和6年度につきましては、取壊しのみが36件ございました。耐震の率なんですが、耐震化率につきましては、90.38%となってございます。数につきましては、令和6年度につきましては、未耐震化の非木造等の棟数につきましては、1,967件となっておりまして、令和5年度につきましては、2,003件という数字になってございます。数的には36件減っている状況となってございます。ブロック塀につきましては……。

【吉田副委員長】 鈴木主査。

【鈴木主査】 茂内委員から今いただいたご質問のうちの危険ブロックの件数について、令和6年補助金の交付実績ということになりますけれども、令和6年度中は8件、ブロックの一定の高さ以上、幅以上という要件があるんですけど、そういうブロックの除去及び安全な工作物の新設も補助対象になりますけれども、合計で8件の実績がございました。

以上です。

【吉田副委員長】 大鷲副主幹。

【大鷲副主幹】 では、2問目、公園の関係のお答えをさせていただきたいと思います。最後についております管理経費の5番と6番、維持補修委託と遊具等安全点検業務委託の違いなんですが、5番に

つきましては、建設業協会にお願いいたしまして、簡易的な補修、車止めの交換でありますとか、フェンスが壊れたときに簡易的にフェンスを直してもらうという簡易修繕になっております。6番の安全点検業務委託につきましては、全公園の遊具の危険度の点検をしていただくということになっていまして、こちらは修繕はありませんで、あくまで点検になります。その点検の結果によって、もし不都合等がありましたら、修繕等で直していくという流れになっております。

続きまして、ムクドリの委託の内容の関係なんですけれど、ソフィア茅ヶ崎の南側にあります城ノ下公園とソフィアの中には天神下第1公園の樹木4本に対しまして、忌避剤といって鳥が嫌がる匂いが出るスプレーをその樹木に散布しまして、それによってムクドリがその木に寄り付かなくなるという委託の内容でございます。

以上です。

【吉田副委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 二度手間で申し訳ありませんでした。分かりました。耐震改修促進事業費なんですけども、残数は分かっているのか。申し訳ありません。それなんですけども、不用費が多いかなとは思つたんですが、それを聞きたい、まだ普ッシュといいますか、そういう意味ではしてもいいのかなと思いました。危険ブロックなんですけども、予算のときに目標値が15件ということだったと思うんですけども、それが8件、こちらも危険ブロックの残りがあとどれくらいあるのか、把握されているのか、あと町としてそういうところの普ッシュはどうしているのかお聞かせください。公園なんですけども、先ほどきちんとお話ししなかったので、点検はどういうものか一応分かるんですけど、サイクルがどれぐらいかをお聞きしたいので、後で教えてください。補修の優先順位みたいなものがあるのかお聞きしたいと思います。ムクドリなんですけども、この2か所は本当にムクドリはすごくひどくなっているようにもを感じているんですが、寒川町の中でまだムクドリがいるところも若干見受けられるんですが、ほかのエリアの住居といいますか、展開みたいなものは考えているのかお聞かせいただければと思います。

【吉田副委員長】 柏沼課長。

【柏沼都市計画課長】 公園の点検の関係なんですけども、年1回行っております、委託に関しましては。それで補修の優先順位なんですけども、点検で詳細の報告をいただきますので、そういうものも参考させていただきまして、悪い状況のものから直していくというところで検討してございます。それからムクドリにつきましては、当初で予算化していないもので、どこに出るかという把握ができないものですから、要望をいただいた際に現場を確認しまして、必要があるかないかを判断した上で対応していくというようなことを考えてございます。

以上になります。

【吉田副委員長】 鈴木主査。

【鈴木主査】 今の茂内委員からいただいたブロックの残りがどのくらい件数があるかということで、申し訳ありません。現時点では明確に残りが何件かは、過去に全域の調査をやって、その差引きでおおむねの数字としては、今まだお答えができないんですけど、あるんですけども、平成30年にたしかそれは調査やったので、かなりそこから経過しているところもありますので、担当の中で今最新の状況で改めて1メーター以上の高さのところ、1メーター以上の幅のところもあるので、その要件に合致するも

のがどのぐらいあるのかというのは、改めて調査をかけているところでございます。

以上になります。

【吉田副委員長】 あと不用額の多さについても言及があつたかなと思いますが、見解があればお願ひします。

鈴木主査。

【鈴木主査】 申し訳ありません。回答漏れがございました。不用額が多いというご指摘で、それは担当としても反省しているところでございます。今後の予算要求に当たって実現可能な、かつ達成るべき目標がございますので、精査して今後予算要求させていただきたいと思ってございます。

以上でございます。

【吉田副委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 ご努力されているのはよく分かっておりますけども、危険ブロックとか、いざ何かあったときに危ないので、そういうことを踏まえつつ、町民の安全・安心を守っていただければと思いますので、こちらは大丈夫です。公園なんですけども、報告があつて、実際現場に行って、どれくらいの補修が要るのか、そういうのを検討されてからだとは思うんですけども、公園といいますと、子どもから大人まで使うところで、安らぐ場所だとは思うんですが、保育園児とかもよくお散歩に行ったり、あとご高齢の方もお散歩に行ったりする中で、皆さんよく使うところを一番早く補修とかしていただけるといいなという私の思いもあるんですけども、これは町民の方から報告はあるのはもちろん分かつたんですけども、アンケートみたいなものとか、地域の方々にお聞きするということがあつたらいいなとは思うんですけど、そのお考えをまず聞きたいと思います。ムクドリの件なんですけども、先ほど忌避剤はムクドリがいるところにやって、ムクドリがいなくなるようにということをやられているということはよく分かりました。

ただ、ムクドリは、意外とすぐに繁殖してしまって、かなり早い率で繁殖していくので、もしいたときの対処は、本当にスピード感が必要かなとは思うんですけども、例えば増える前に木を伐採するとか、そういうものの地域の方々のもし相談があつたりしたときには、町としてはどうするか、お考えがあればお聞きしたいなと思います。

【吉田副委員長】 柏沼課長。

【柏沼都市計画課長】 アンケートの件なんですけども、緑に関しましては、産業まつりのときに緑化フェアをやっていまして、そのときにアンケートも実施しておりますので、公園に対する町民の方のご意見はそういうところで伺っているところでございます。

それとあとムクドリの先手を打つて切れるかどうかというようなお話なんですけれども、その辺の判断が難しいところもあるのかなと。その辺で町民の方から要望等をいただきましたら、先手を打てるかどうかというのは、緑を守るという立場もありますので、どの程度まで剪定できるかも含めて、その辺は検討していきたいなというところでございます。

以上になります。

【吉田副委員長】 他に質疑がある方は挙手にてお願いします。

福岡委員。

【福岡委員】 空き家対策事業についてお聞かせください。総括評価の52ページなんですが、令和6年の空き家所有者から専門家への相談件数1件で、目標8件に対して1件で伸び悩んでいるのかなと思うんですが、こちらの原因と対策などについてお聞かせいただけたらと思います。続いて、次の空き家に対する苦情解決率75%となっているんですが、これはどのような分母と分子になっているのかというところと、どういった形で解決をされているのかも併せてお聞かせいただけたらなと思います。

【吉田副委員長】 鈴木主査。

【鈴木主査】 ただいま福岡委員からいただいたご質問、空き家の関係で2点ということで、専門家への相談仲介件数ということで、町から現在主に連携させていただいているのは、商工会さんを通じてという形で、直接不動産屋さんだと、そういったところをご紹介ということが立場上難しい部分があるので、商工会さんを通じて不動産協会にさらにおつなぎいただきとか、場合によっては造園業さんをご紹介していただくんですが、町で把握ができた件数、実際に不動産屋さんにお話が行って、売却されたということで把握ができたのが1件で、今後情報の連携、もしかしたらもっと多くご利用いただけているのかもしれないですが、件数として把握する、その準備が足りなかつたのかなと反省しておるところで、今後商工会さんとの連携が主にはなるかと思うんですが、反省を踏まえてやっていきたいと思ってございます。もう一点が、苦情の解決率ということで、これは日々町民の方から隣の空き家がということで、ご相談を頂戴することがあるんですけれども、そのお問合せの件数を分母としまして、私どもでお預かりしたお話を所有者の方、もしくはお亡くなりになっている方の名義のままということも多々あるんですけれども、ご相続人の方にご連絡させていただいて、それで売却とか解体まで至ればいいんですけども、空き家を持っていること自体が悪いということではなくて、しっかりと管理していくだくということが主の目的でございますので、例えば一番よくご意見としていただくのは樹木の剪定、そういったところが主にはなってくるんですけれども、私どもからご連絡させていただいて、樹木の剪定をご自身でやったり、事業者さんに依頼していただいたり、そういった確認ができたものは一定解決をしたという整理をさせていただいて、令和6年度中に頂戴したお問合せ、苦情の件数に対してどれだけ適正管理であったり、中には売却に至ったものもあるんですけれども、そういったものの件数の合計で出させていただいている数字になってございます。解決に至らなかつたものも、だから終わりということではもちろんなくて、今年度引き続き対応していくというような形でやらせていただいております。

以上です。

【吉田副委員長】 福岡委員。

【福岡委員】 お話を聞かせていただいて、専門家への相談件数は1件だったんですが、確かになかなか専門家へまでつなぐ件数というのは見えづらい部分もあるかと思うので、今後も商工会と連携しながら解決に努めていただけたらと思います。これは意見で結構です。空き家に対する苦情解決なんですが、75%という形で、町民の方からいただいたお申出の数が分母ではあったと思うんですが、まだ町を歩いている中で空き家のまま、特に樹木とかが伸びっ放しになってしまって、通行の支障になつたりというところが、町を歩いている中ではかなり散見されるので、この解決率は、実績値を見るとかなり高いなというところではあったんですが、まだまだ町の中では空き家ですとか、樹木の伸びっ放しも多くありますので、そういった部分も町民からの声に応えていただいて、しっかりと対応していた

だければと、また所有者が分からぬ、相続人がなかなか把握できない建物も増えてきているのかなと思いますので、そういう部分についての対応だけ最後にお聞かせ願えたらと思います。

【吉田副委員長】 鈴木主査。

【鈴木主査】 ただいまいただいたご質問で、所有者が特定できない場合、相続人がいないという形ですかね。相続人がいらっしゃれば、もちろん我々で調査して、その方を特定して、適正管理の依頼をしていくということにはなるんですけども、いない場合というのも正直少数ではありますけれども、存在していまして、正直非常に苦慮するところではございます。寒川に限らず全国的にそれは課題になっているところではあるんですけども、土地と建物両方が相続人がいない状態ということであれば、例としてはあるんですけども、相続財産管理人というのを選任、まだ我々の部局でやったというものではないんですが、選任されて土地・建物売却されてという形で進んでいくケースもありますので、極力そういう形で健全な状態にできるように努めていきたいとは思っております。

以上です。

【吉田副委員長】 柏沼課長。

【柏沼都市計画課長】 町なかの樹木に関しましては、私どもは空き家に関する件でやっているんですけども、住まわれていても結構樹木が出ている箇所がありますので、その辺は道路課が管轄しているかと思いますので、関係部署とまた協力しながら対応していかなければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

【吉田副委員長】 他に質疑はございますか。

青木委員。

【青木委員】 2人の委員と同じような質問なんんですけど、まず15分の3ページの耐震化です。いろいろと実績は聞いたんですけど、これはたしか能登半島の地震を受け町民の関心が高まっているということで、増額したと思うんですよね、予算を。令和5年に比べて令和6年度はどのくらい増えたかということについてお尋ねします。相談件数ですか、実績がどうなったかということです。相談実績ですね。よろしくお願ひします。それと空き家対策なんんですけど、これは相談を自分なんかも結構受けていて、解決率は75%だと言うんですけど、その分母のことを聞いていなかったので、住民の方から相談があったというのが令和6年は何件だったかということ、令和5年に比べて増えているのかどうか、その点についてお尋ねします。

【吉田副委員長】 柏沼課長。

【柏沼都市計画課長】 耐震の関係の相談実績なんんですけども、令和6年度につきましては9件、令和5年度につきましては10件となってございます。

【吉田副委員長】 鈴木主査。

【鈴木主査】 ただいま青木委員からいただいたご質問で、空き家に関する苦情の件数、お問合せの件数ということで、令和5年については、前年度から継続というものは除かせていただいて、令和5年度中に頂戴した新規のお問合せについては10件、令和6年度中に頂戴した新規のお問合せについては8件でございました。

以上です。

【吉田副委員長】 青木委員。

【青木委員】 能登半島を受けて予算は増えたにもかかわらず、なかなかというのは、ちゃんと周知されたのか、その辺は気になるんですけど、どうでしょうか。それと令和5年が10件、令和6年が8件ということで、継続もということもあるんですけども、相談から解決に至った日数というのは大体分かれますか。やはり早く解決してもらいたいというのはあるんですよね。先ほど言っていた剪定なんかは、火事になったら困るようなことを相談されたりするわけですよ。その不安を払拭するのにどのぐらいのスピード感で解決しているのかというのが気になって、分かる限りでいいので、その辺をお聞かせ願えますか。

【吉田副委員長】 決算的な答弁をいただければと思います。

栢沼課長。

【栢沼都市計画課長】 令和6年度の周知の取組につきまして報告させていただきます。令和6年度につきましては、広報9月号に載せております。あとLINEで8月に周知しております、あとは産業まつりでチラシを配布しております。それから空き家の解決の日数なんんですけども、そちらについてはケース・バイ・ケースで、うちで大体所有者の方に郵送で手紙を送らせていただくんですけども、送ってすぐやっていた方も多いらっしゃいますし、なかなかやっていただけなくて2回とか、改めて送っていたりというケースもありますので、それは所有者の方によって対応が違ってきますので、大体どのぐらいというのはお示しできないような状況でございます。

以上になります。

【吉田副委員長】 青木委員。

【青木委員】 令和6年度の周知は今言っていたとおりなんんですけど、それは令和5年度と変わらなかつたか、変わっていたかということを最後にお聞かせください。それと令和6年についてはケース・バイ・ケースだということで分かりました。相談を自分も結構もらったりしているので、その辺は寄り添ってやってくださいという意見としてお願いします。最初の1件だけお願いします。

【吉田副委員長】 栢沼課長。

【栢沼都市計画課長】 令和5年度の周知につきまして報告させてもらいます。令和5年度は広報、LINE、産業まつりのチラシ配布はやってございます。

以上になります。

【吉田副委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【吉田副委員長】 なきようであれば、ここで質疑を打ち切ります。お疲れさまでした。都市計画課の審査を終ります。

暫時休憩します。

---

【吉田副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、都市整備課の審査に入ります。説明を求めます。

畠山都市建設部長。

【畠山都市建設部長】 それでは、都市建設部4課目となります都市整備課でございます。決算審査をよろしくお願ひいたします。説明につきましては飯尾都市整備課長、質疑につきましては出席職員で対応させていただきます。よろしくお願ひいたします。

【吉田副委員長】 飯尾都市整備課長。

【飯尾都市整備課長】 それでは、都市建設部都市整備課所管の令和6年度決算につきまして、決算特別委員会説明（参考）資料により説明させていただきますので、よろしくお願ひします。なお、都市整備課については、組織の見直しによる変更はございませんので、よろしくお願ひします。

タブレット資料2ページをご覧ください。田端西地区まちづくり事業費ですが、これは新たな産業集積拠点を整備する田端西地区土地区画整理組合に対し、土地区画整理事業を支援するためのものでございます。8節旅費については、関係機関などとの調整に係る職員の普通旅費、10節需用費は、参考図書などの購入費でございます。18節負担金、補助及び交付金については、土地区画整理組合に対する公共施設整備費への助成金の交付を行ったものです。具体的には道路や公園の築造工事によるものです。田端西地区まちづくり事業費の特定財源でございますけども、下の表の歳入番号①、田端西地区まちづくり事業債を土地区画整理組合の助成金に充当してございます。

続きまして、タブレット資料3ページをご覧ください。市街地整備事務経費ですけども、これは市街地整備担当として事務を行うに当たり必要な経費となってございます。11節手数料は、寒川駅北口地内の町有地売却のための不動産鑑定意見書の手数料、12節委託料は、寒川駅北口地区土地区画整理事業の公共事業評価委員会の資料として費用便益分析業務の委託費でございます。13節使用料及び賃借料については、CADシステムの導入及び使用料でございます。

続きまして、歳入の一般財源分につきましては、タブレット資料4ページの記載のとおりとなりますけども、13款使用料及び手数料の行政財産使用料と16款財産収入の土地賃借料は、寒川駅北口地区にある事業用地などの電柱占用に伴う使用料でございます。

以上で令和6年度の都市整備課が所管いたします決算内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

【吉田副委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手にてお願ひいたします。

（「なし」の声あり）

【吉田副委員長】 よろしければ、質疑を打ち切ります。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

---

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、会計課の審査に入ってまいります。執行部より説明をお願ひいたします。

大平会計課長。

【大平会計管理者（兼）会計課長】 皆様、こんにちは。これより会計課が所管いたします令和6年度の決算につきまして、説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。なお、会計課につきましては、組織の見直しによる所管課の変更はございませんでしたので、よろしくお願ひいたします。

タブレット資料090会計課の2ページをお願いします。健全な行財政運営の確保事業費01会計管理事務経費でございます。こちらは会計課における事務的経費でございます。8節旅費につきましては、職員の普通旅費で、予定されていた会議が一部書面会議になったことにより執行残となっております。10節需用費の印刷製本費につきましては、各課で使用する封筒等の印刷費で、不用額につきましては、契約に伴う執行残でございます。この事業に対する特定財源でございますが、下表の歳入番号1、総務費雑入の下水道事業事務費負担金332万9,000円のうち9,000円を印刷製本費に充てております。11節役務費につきましては、金融機関への郵送料と税や保険料などの口座振替データの伝送に伴う金融機関への手数料並びに一部の金融機関における税の窓口収納手数料及び指定金融機関への振込手数料でございます。なお、不用額につきましては、備考欄記載のとおりでございます。12節委託料につきましては、税や保険料などの口座振替データを各金融機関へ伝送するための運用費用でございます。不用額につきましては、備考欄記載のとおりでございます。18節負担金、補助及び交付金につきましては、指定金融機関であるさがみ農業協同組合の役場派出所業務に対する負担金でございます。

次に、歳入の一般財源分につきまして、タブレット資料3ページに記載のとおりとなりますが、1目利子及び配当金の株式等配当金につきましては、神奈川県債に係る配当金4万3,800円を歳入でございます。続きまして、1目町預金利子でございます。会計管理者が保管している公金を定期預金にすることによって得られる利子が52万684円と資金前渡分を管理している口座に対する利子88円を歳入しております。

以上が、会計課の歳入歳出決算の状況になります。

続きまして、決算書154ページをご覧ください。154ページから158ページに記載されている物品の状況について説明させていただきます。この表は、令和6年度末において町が所有する50万円以上の物品をお示ししており、令和6年度中に増減がありました品目についてご説明いたします。154ページにつきましては、表の左側の分類で箱、戸棚類に3つの増がございます。箱、戸棚類の品目、危険物倉庫でございますが、旭小学校、南小学校、寒川東中学校に1台ずつ設置しております。使用用途といたしましては、自家発電機用の燃料を保管しておく倉庫となります。

続きまして、決算書156ページをお願いいたします。分類、小機械類は1つの増と1つの減がございます。まず品目、全国瞬時警報システム装置で1つの増がございますが、こちらは緊急地震速報や弾道ミサイル情報などJ-アラートで受けた情報を防災行政無線などへ流すための機械でございます。次に、品目、交流無停電電源装置で1つの減がございますが、こちらはコロナワクチンを一定以下の温度で保管するに当たり、停電等に備え準備していたバッテリーで現在は全て医療機関においての接種となったため不用となったものです。次に、分類、車両類は3つの増と2つの減がございます。まず、特殊用途自動車でございますが、2つの増と1つの減があり、増の1つにつきましては、資機材搬送車で災害時に空気ボンベや消火器等の資機材を搬送するための車両で、主に消防団本部用として使用するものでございます。もう一つの増につきましては、小型電力ポンプ消防積載車で町の消防団第5分団が使用いたします。続きまして、特殊用途自動車の減でございますが、先ほど増となった物品でご説明いたしました消防団第5分団の車両で、老朽化に伴い破損が激しく使用に耐えられないため不要決定したものです。続きまして、1つ下の特殊自動車でございますが、1つの増と1つの減があり、増につきましては、ホ

イールローダーを購入いたしました。こちらは道路作業や公園での砂利運び等に使用しております。減につきましても、ホイールローダーで新たなものを購入した際に下取りとして引き渡しております。次に、分類、体育器具類は、1つの増がございます。

157ページをお願いいたします。システムカウンター一式は、バスケットボールやフットサルで使用する得点等を表示するものでございます。なお、こちらにつきましては、令和5年度に購入されたものでございまして、重要物品としての登録が漏れておりました。大変申し訳ございませんでした。続きまして、分類、雑器具類は、6つの増と1つの減がございます。まず煙体験ハウスにつきましては、防災訓練等で使用しておりましたが、老朽化に伴い使用不能となつたため廃棄とし、1つの減となつてございます。次に、個別ブースの3つの増につきましては、寒川小学校、南小学校、旭小学校でことばの教室を実施するに当たり購入したもので、1つの教室に2つの個別ブースを設置するものでございます。

決算書158ページをお願いいたします。合計でございますが、令和5年度末479件に対しまして、14件の増、そして4件の減により、令和6年度末は489件の重要物品を保有している状況でございます。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願ひいたします。

**【黒沢委員長】** ただいま説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。質疑はございますか。

福岡委員。

**【福岡委員】** 債券の件でお伺いできればと思います。財政課の質問のときに個別内容については会計課でというお話がありましたので、質問させていただきます。決算書の153ページで、首都高速道路株式会社第35回社債を1億円分購入されていると思うのですが、そちらについての具体的な決定プロセスをお聞かせ願えたらと思います。

以上です。

**【黒沢委員長】** 大平会計課長。

**【大平会計管理者（兼）会計課長】** まず首都高速道路債を令和7年2月に購入した理由なんですが、町の資金運用については、長い間安全性を重視いたしまして、指定金融機関への定期預金ということで運用してきた経緯がございます。ただ、近年債券運用利率の上昇傾向が見られたことにより、このような状況において、町としても安全性を重視しながらも財源の確保に向けて模索していたところ、令和5年度にまず神奈川県債というものを購入いたしました。町としても債券運用を始めたばかりですので、経験や知識不足のところもございまして、いろんな市町村さんの情報ですとか、証券会社さんの情報などを基に財政課と調整しながら令和7年2月に首都高の社債を購入したという経緯がございます。

以上です。

**【黒沢委員長】** 福岡委員。

**【福岡委員】** 社債自体を購入されたというところについては分かったんですが、より具体的に数ある社債の中で首都高速道路株式会社の第35回の社債を買われたという明確な根拠を教えていただけますでしょうか。

**【黒沢委員長】** 大平会計課長。

**【大平会計管理者（兼）会計課長】** 首都高速道路株式会社債を購入した理由につきましては、まず

安全性が高いというところ、こちらは格付がトリプルAやダブルAプラスとなっているほか、一般担保権というものがついているものでして、ほかの債権者に優先して弁済を受けることができる債券となっております。それから分類では社債になるんですけども、最終的には財投機関、政府資本100%である日本高速道路保有・債務返済機構との連帶債務になるといったところもございます。こちらの債券はソーシャルボンドの認定も取得しておりますので、社会的な課題を解決するために使われるもので、社会貢献性でも高い評価を受けているので、それも購入するに当たっての1つの理由となっております。もう一つなんですけれども、債券を購入する際に定期預金がセットになっておりまして、定期につきましては、3か月の運用という限定のものだったんですけども、その定期でも高い利率が得られるというところも1つの理由として挙げられます。

以上です。

【黒沢委員長】 福岡委員。

【福岡委員】 格付等は分かったのですが、その中でも幾つか、国債も含めてなんですが、安全性という部分であれば幾つかあるところでしたので、今の内容ですと、これ以外はないのかなという判断になってしまいますが、同様の格付であったり、ソーシャルボンドについては数多くあると思います。その中で選んだ理由としては、比較検討はどのようなものだったか、ほかに購入検討した債券についてより具体的にお聞かせいただけたらなと思います。また、定期預金というのは、この社債とセットという部分が、いまいち理解ができないのですが、その部分についても詳しくお聞かせ願えますでしょうか。

【黒沢委員長】 大平会計課長。

【大平会計管理者（兼）会計課長】 いろいろな証券会社さんからいろんな債券についてのご提案をいただいたことは確かなんですけれども、最終的には1億円首都高債を買ったときに、1億円の定期を組むと年4%の利率がつきますと、3か月の運用なんですけれども、それでかなりの利息97万5,342円といった利益が出ますので、いろいろ検討した中でそういうメリットが大きいということで、この首都高債を購入したということでございます。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

【黒沢委員長】 それでは、ないきようですので、以上で会計課の審査を終わります。大変にご苦労さまでした。

暫時休憩といたします。

---

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、選挙管理委員会事務局の審査に入ってまいります。執行部より説明をお願いいたします。

大八木書記長。

【大八木選挙管理委員会事務局書記長】 皆さん、こんにちは。それでは、選挙管理委員会事務局所管の令和6年度決算につきまして、決算特別委員会説明（参考）資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいいたします。説明につきましては、私、大八木が行い、質疑につきましては出席し

ております職員で対応させていただきますので、よろしくお願ひいたします。なお、選挙管理委員会事務局につきましては、組織の見直しによる所管課の変更はございませんでしたので、お願ひいたします。

それでは、決算書は63ページから66ページをご覧ください。まず、タブレット資料2ページ、選挙管理委員会費でございます。まず職員給与費でございますが、こちらは事務局職員2名分の給料、職員手当等及び共済費でございます。なお、財源については、下表に記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料3ページをご覧ください。事務局経費でございます。こちらは選挙管理委員会の運営や事務局に係る経費でございます。備考欄にもありますとおり、報酬は、選挙管理委員4名の報酬、報償費は、町選挙管理委員会表彰に係る記念品代ですが、執行はありませんでした。旅費は、職員の会議等への出席に伴う交通費、交際費は、委員長の慶弔費ですが、執行はありませんでした。需用費の消耗品は、市町村事務摘要等の追録代や参考資料の購入費などでございます。役務費は、在外選挙人事務等に係る郵送料、負担金、補助及び交付金は、湘南地区4町で組織する湘南地区選挙管理委員会連合会の負担金です。なお、不用額につきましては、備考欄に記載のとおりです。また、本経費についての特定財源は、下表に記載のとおりです。

次に、選挙啓発費でございます。タブレット資料4ページをご覧ください。選挙常時啓発事業費は、選挙啓発や明るい選挙の推進活動を行う団体を支援するための経費です。旅費は、会議等への参加旅費ですが、執行はありませんでした。負担金、補助及び交付金は、寒川町明るい選挙推進協議会への補助金でございます。なお、不用額については、備考欄に記載のとおりでございます。また、本経費の財源は、全て一般財源でございます。

次に、町議会選挙費でございます。タブレット資料5ページをご覧ください。町議会議員選挙経費は、令和7年2月9日執行の寒川町議会議員選挙に係る経費です。この選挙は、投票率は36.99%で、前回を5.23%下回る結果となりました。まず予算ですが、報酬は、選挙長、期日前投票管理者、期日前投票立会人、投票管理者、投票立会人、選挙立会人及び会計年度任用職員1名分の報酬、職員手当等は、事務局書記の選挙執行事務、期日前投票事務、投票開票事務に係る事務従事者の時間外勤務手当等、共済費は、会計年度任用職員の社会保険料等負担金、報償費は、ポスター掲示場設置所の謝礼と選挙広報の音声版作成の謝礼、旅費は、選挙事務に関する職員の出張旅費、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償でございます。需用費の消耗品費は、選挙事務用物品、啓発物品等の購入、燃料費は、投票所で使用するストーブ灯油代、食糧費は、投票立会人及び期日前投票立会人への弁当代、印刷製本費は、投票所入所整理券、投票用紙及び選挙広報等の印刷代、役務費は、投票所入所整理券等の郵送料と投票用自動交付機や計数機等の点検手数料、委託料は、ポスター掲示場製作・設置・撤去委託料、選挙広報全戸配布委託料、投票事務期日前投票事務従事者の人材派遣委託料及び期日前投票システムや当日の投票システムの運用サポート業務委託料、使用料及び賃借料は、投票所の借上料、投票所の暖房機器借上料、投票箱を投票所から開票所まで送致するためのタクシー借上料及び投票管理システム用コンピューターや周辺機器の借上料、負担金、補助及び交付金は、選挙公営として選挙運動用はがき、選挙運動に使用する自動車、ビラ及びポスターの作製に係る負担金、こちらの町議会議員選挙経費の財源でございますが、特定財源はなく、全額一般財源を充てております。

次に、衆議院議員選挙費でございます。タブレット資料6ページをご覧ください。衆議院議員選挙経

費は、令和6年10月27日に執行された衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費です。今回の選挙の投票率は47.54%で、前回を下回る結果となりました。

次に、決算の項目ですが、報酬でございます。投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人、期日前投票管理者、期日前投票立会人及び会計年度任用職員1名分の報酬でございます。職員手当等は、事務局書記の選挙執行事務、事務従事者の期日前投票投開票事務等に係る時間外勤務手当等となります。共済費は、会計年度任用職員1名分の社会保険料等負担金、報償費は、ポスター掲示場設置場所の謝礼、旅費は、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償、需用費の消耗品費は、選挙事務用品及び参考図書等の購入、食糧費は、投票立会人及び期日前投票立会人への弁当代、印刷製本費は、投票所入場整理券等の印刷代、役務費は、投票入場整理券、不在者投票等郵送料、投票用紙自動交付機や計数機等の点検手数料などでございます。委託料は、ポスター掲示場製作・設置・撤去委託料、選挙公報全戸配布委託料、投票事務、期日前投票事務従事者の人材派遣委託料及び期日前投票システムや当日の投票システムの運用サポート業務委託料、次に、使用料及び賃借料は、投票所の会場借上料、投票箱を投票所から開票所まで送致するためのタクシー借上料及び投票管理システム用コンピューターの借上料、備品購入費は、投票用紙交付機を8台購入した経費でございます。

続いて、下段の表をご覧ください。衆議院議員選挙経費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は39、40ページ、衆議院議員総選挙執行経費委託金2,074万5,481円は、衆議院議員総選挙費の経費の対するもので、資料上段に記載の節にそれぞれの額を充当しております。また、歳入番号②、同じ節にございます最高裁判所裁判官国民審査委託金2万9,928円は、最高裁判所裁判官国民審査の経費に対するもので、全額を需用費の印刷製本費に充当しております。

以上で、選挙管理委員会事務局所管の令和6年度決算の説明を終わりにします。ご審査のほどよろしくお願ひいたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑はございますか。  
(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、質疑なしと認めます。以上で、選挙管理委員会の審査を終わります。大変にご苦労さまでした。

暫時休憩といたします。

---

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、監査委員事務局の審査に入ってまいります。執行部より説明をお願いいたします。

磯崎事務局長。

【磯崎監査委員事務局長】 皆様、こんにちは。それでは、監査委員事務局所管の令和6年度決算につきまして、資料説明は、私、磯崎が、質疑につきましては、遠藤副主幹と2人で対応いたしますので、よろしくお願ひします。監査委員事務局につきましては、組織の見直しによる変更はございませんでしたので、よろしくお願ひいたします。説明に当たりましては、決算特別委員会説明（参考）資料により説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

タブレット資料110監査委員事務局の2ページをご覧ください。職員給与費については、職員2名分

の給料、職員手当等共済費でございます。財源につきましては、一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料は3ページをご覧ください。監査委員事務運営経費であります、監査委員が行う検査、監査、決算審査等の実施に伴う事務運営経費でございます。令和6年度は、定期監査を20回、随時監査として補助金監査を1回、財政援助団体等の監査を2団体、例月出納検査、そして決算審査、健全化判断比率等審査を行いました。報酬については、監査委員2名分の報酬でございます。旅費については、監査委員の費用弁償及び職員の普通旅費でございます。交際費については、実績はございませんでした。需用費の消耗品費については、監査委員用のモニターの購入及び追録代、食糧費については、視察を受け入れた際のお茶代等でございます。負担金、補助及び交付金については、神奈川県町村等監査委員協議会及び湘南地区監査委員連合会への負担金でございます。財源については、一般財源です。不用額理由については、備考欄に記載のとおりです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑はございますか。  
福岡委員。

【福岡委員】 今ご説明いただきまして、令和6年度寒川町決算審査意見書などももらもろ見せていただきまして、すごくしっかりと内容が書かれていたんですが、監査の結果報告などに関して指摘事項があつた場合、各担当課への改善検証などについては、どのように行われているのかお聞かせいただけたらと思います。

以上です。

【黒沢委員長】 磯崎事務局長。

【磯崎監査委員事務局長】 監査の結果で指摘等があつた場合、担当課への改善検証はどのようにしているのかということでございますが、寒川町の監査基準により監査の事務処理について事務取扱要領というのを定めております。その中で監査の結果に対する取扱いを定めており、指摘事項や留意事項等があつた場合は、文書指導としてその処置状況の報告を求めるものとなっており、局長から各担当課の部長宛てに通知をして、その改善報告をまた文書でもらっています。令和6年度の文書指導があつた課が、9課とあとは指定管理の団体が1つありました。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、以上をもちまして、監査委員事務局の審査を終わります。大変にご苦労さまでした。

暫時休憩といたします。

---

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日の審査につきましては、以上とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【黒沢委員長】 閉会前に、皆様にお諮りしたいことがございます。道路課の監査の際に、福岡委員

から、令和5年度の監査意見書の中に道路補修と樹木の剪定、こういったものが随意契約であることによって癒着のおそれがあるというような紹介があつて、その疑義についてはしっかりと対応していますかというお話が出たかと思います。その際、執行部からもしっかりととした答弁がなされたと私は捉えました。その文書の紹介については、令和5年度の監査報告でありました。その後令和6年の監査報告、それから令和7年の監査報告も拝見しましたけれども、この部分については、癒着のおそれといったような弊害があるんではないかということが記載されていない、ということは、執行部から答えがあつたように、令和5年度に指摘をされた上で令和6年度に当たっては内部でしっかりと調整し、また会計課とも調整した上で、その疑義についてはない、この部分の疑義については解決したものだと捉えるのが妥当と考えます、私は。そういうことを考えると、福岡委員の令和6年度の審査の中での発言だけを切り取られた場合に、まだその疑義が継続していると捉えられてもおかしくないと思いますし、実際は継続されていないということを考えると、建設業協会、また執行部に対しても侮辱的な発言であると捉えられてもおかしくないんじゃないかなと私は感じたんですけども、ほかの委員の皆様のご意見も聞いた上で、委員会としてどう対処すべきかということを、できれば皆さんと議論させていただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

福岡委員、令和5年度の監査意見書からの抜粋ということでよろしいですよね。令和6年度、令和7年度については確認をしていただきましたでしょうか。

【福岡委員】 はい、確認しています。

【黒沢委員長】 見たときに記載されていましたでしょうか。

【福岡委員】 記載はないんですよね。

【黒沢委員長】 そうですね。ないということは、部内では解決したものと捉えるのが妥当ではないかなと私は思うんですけど、ほかの委員さんはどうですか。

福岡委員。

【福岡委員】 解決されている内容についても、どういった具体的な取組を行ったのかという観点でお伺いしたという形ではありましたので、一番聞きたい内容は、疑義を持たれない形の対応とか取組をされていると思うので、その部分を聞きたいというのが主眼であります。

以上です。

【黒沢委員長】 委員の皆さんから何かご意見はないですか。

どうぞ、横手委員。

【横手委員】 すごくいい質問もされているし、理解はできます。令和5年の部分を見て言ったことは理解できるんですけど、ただ、普通に考えれば、令和5年7月28日に出ている文章で、今もまさに質問した回答で必ず何かあったとき、指摘したものについては改善をすべくちゃんとやっているという話だったじゃないですか。ということは、令和6年、令和7年に出てこなかつたということは、令和5年度中にある程度解決されたと理解していますので、その上で令和6年に対してそれを言うというのは、ごめんなさいね。僕が聞こえたのは、これは完全に建設業協会さんに対する、それこそ信用棄損、それから侮辱に近いように逆に聞こえたんですよ、正直。ごめんなさい。そういうつもりで多分言っていないとは思うんですけども、そういうふうに聞こえた。何でかというと、もう一回言いますけど、令和5

年度中にあれはしっかりと解決された上で令和6年、令和7年に出でていないわけだから、今回は令和6年度の決算審査だから、あの言葉、癒着とか、それから疑惑という言葉は絶対に使うべきではないと思う。それはすごく気になったところでした。なので、もしできることならば、申し訳ない、あれは僕は取り消していただきたい、そうしないと、とてもじゃないけど、建設業協会さんを侮辱しているし、それから癒着となったときには、今度担当している職員の方すらも侮辱しているんじゃないかと僕は捉えました。大変申し訳ない。それは事実、そのまま率直に言わせてもらっている。だからそれもあるので、あの言葉はできれば絶対取り消していただきたい、どう取り消すか分かりませんけれども、それが僕の意見です。申し訳ない。

【黒沢委員長】 ほかの委員さん、いかがでしょうか。ほかのさんは発言したくないですか。

横手委員。

【横手委員】 言論封殺とかをしている意味はないので、ただ、事実としてそういうことがなくなっているわけだから、あの言葉を使うべきではないということ、だから取り消してくれと言っていると思ってください。何も、あなたのおっしゃったことを封殺するためにやっているわけではないので、それだけはご理解いただきたいと思います。

【黒沢委員長】 当然令和5年度の意見書として出されているので、監査委員報告書として出されているので、令和5年度中に解決している案件、だから令和6年度については監査からも指摘がなかったと判断をすべき。だから令和6年に関しては全く問題がない中で進められてきたというのが事実であると捉えるのが我々議員の責任だと思います。それは既に令和5年度のうちに解決した話ですよと捉えるべきだと思います。

福岡委員。

【福岡委員】 私自身も疑惑があるとは思っていませんし、そういう問題もあるとは思っていない、おっしゃったとおり解決されているものと思っています。先ほど申し上げていたんですが、解決をどのような形でされたのか、それがどう令和6年度に生きているのかというのを確認したいという意図が一番大きいです、横手委員がおっしゃったような意図は全くないものではありますので、もしそれが誤解を招くような表現であったとしたならば、その部分については私の聞きたいところ、伝えたいところ、そういう部分とは違う趣旨でありますので、そういう誤解を招くという部分であつたら撤回などは全く問題ない、伝えたいところというのがそれではないので、それについては特段私自身も何か誤解を招くような形であったのであれば、問題はないかなと思っています。意図を皆さんにご理解いただいているのであれば、それについては何ら問題ないかなとは思っています。

【黒沢委員長】 恐らく福岡委員の発言だけを切り取った場合は、令和6年度中もその疑義が継続されているのではないかと捉えられてもおかしくない発言であったかなと私も感じています。ほかのさんはいかがでしょうか。

青木委員。

【青木委員】 福岡委員の言うとおり、そのところの問題の発言になりそうな、切り取られるという部分だけ削除して、福岡委員の意向を酌み取って議事録に残すなんていうことができれば、そういう方向に、できればの話ですけど、そういうことも考えたほうがいいのかなとは思うんですけど、先ほど

横手委員が言っていた言論封殺じゃないわけですから、その辺を酌み取って、問題と取られるような発言については、削除した上で福岡委員の今言っていた意向に沿ったような発言に議事録として残せばいいのかなど、自分の個人的な意見として思いました。

【黒沢委員長】 建設的なご意見ありがとうございます。

茂内委員。

【茂内委員】 同じ会派としてという意見も含まれるんですけども、今回の決算委員として福岡委員が本当によく勉強していたというか、議事録も本当によく見ていました。歩く議事録と言われているぐらい本当によく見ていて、例えばこれをと言ったら、ここに書いてありましたというような、本当によくやっているのは見ている中で、多分福岡委員が、今回はその言葉 자체を言ってしまったなとは、正直、私は思ったんだけど、ただ、先ほど福岡委員が言ったように、そこに意図があるわけではなく、福岡委員が言いたかったことは、それではないというのはよく分かり、今の本人の発言だと、適切な発言ではなかったことに対しては訂正してもいいという発言もあったので、それは皆さんのお見にもりますけども、それは分かっているんじゃないかなと思います。なので、今回の質問の意図に関しては、それではないというのが分かっているので、それは皆さんと考えたいと思います。

以上です。

【黒沢委員長】 ありがとうございます。馬谷原委員、何かご意見はありますか。

馬谷原委員。

【馬谷原委員】 言葉1つ、2つであっても、非常に重いものだと認識いたしました。実際今回の言葉を聞いて、やはり私もどきっとしたというのが正直なところでございます。ただ、私もそれほど経験があるわけではありませんから、この後またこの考えをどういうふうにやっていくのかというところは、ちょっと踏み込んだ意見を言いにくい部分ではございます。なので、率直に私はびっくりした、どきっとしたということをお伝えしておきます。

【黒沢委員長】 吉田副委員長。

【吉田副委員長】 まず、どんな事業、どんな物事でも相手がいることですので、例えば福岡委員があの言葉を何か明確な根拠を持って使用する意図があって、使用したのであれば、それはそれでやり方の1つだと認めるべきではあるんですけども、そうでない場合、うかつにそういう言葉を使ってしまうと傷つく対象が生じてしまう、この場合は協会さんであったり、執行部さんですよね。その言葉が生じたことを議会として流してしまうと、我々は公の組織としてその言葉が生じたことを承認してしまうことになりますから、注意しなければならない、これは。ちゃんと議員必携の発言の箇所を読んでいただけていると思うんですけども、地方自治法132条、品位の保持の中で無礼な言葉を使用してはならないという言葉がございますから、言葉は本当に選ばないと、我々で責任が取れない、議員はもちろん自分の発言に自分でどこまでも責任を持つべきではありますけれども、一方で、議会としても責任がある、議会がなければ議会議員ではないので、我々の発言も効力を持てませんから、あの組織としてその言葉が出てしまったことに対して、適切に町民の皆さんにも理解をいただけるように計らわなければならぬかなと思います。先ほど福岡委員から発言を撤回しても構わないという発言がありました。仮に根拠があってあの言葉を使いたいのであるならば、それは押し通すべきですし、もしうかつにその

言葉を使ってしまったなど自分が感じたのであるならば、訂正させていただきたいというのが本来の在り方であると思う、議会運営の中で。そうしないと、我々も皆さんと同じ議員の中で議事進行の役職をいただいているだけでございますから、我々としても、今後我々じゃないときにも正確な議事進行するためにはルールにのっとった運営をしていかないと、適切な平等な発言の機会を確保し続けることが難しくなりますので、先ほどの発言がございましたので、私としてもあまり適切な言葉ではなかったかなと、今、事の経緯を見ると、ですので、改めて本人から皆さんの意見を聞いた中でどういったお考えなのか、今お尋ねさせていただけるなら幸いかなと思っております。

【黒沢委員長】 福岡委員。

【福岡委員】 そのお話をいただきましたので、改めてなんですが、癒着の可能性等の部分について、令和5年度ではあったと思うんですが、監査意見の中であった部分を文脈として利用した部分であって、私が質問したところ、何度も申し上げますが、排除できている、癒着の可能性等があることについて排除できている体制がどのようにになっているのか教えてほしいというところが趣旨で、質問の部分でありますので、癒着という表現自体を使ったのは、過去の監査意見の言葉から使ったところでありますので、その言葉をわざわざ私が新しくつくったわけでも、また、この場で新しい言葉として発したわけでもないというところはご理解いただきたいものがあります。その中でその発言が誤解を招くような形であれば、いろいろ皆様からお話をいただいたとおり、訂正などはさせていただいたほうがいいのかなというのが、新人の立場からの意見ではありますが、先ほどから侮辱をしたのではないかとか、そういった部分については、この文脈を見ていただければ、そうではないというのはご理解いただけているのではないかと思っております。その部分で誤解を招くというところの観点からであれば、訂正させていただきたいと思うのですが、その趣旨はまず前提として皆様にご理解いただきたいというところがあります。もしそれが侮辱をしているというように感じ取られているのであれば、それはきちんとこの話として私自身もきちんとこの内容をご理解いただかなければいけないと思うので、難しいんですが、もしご理解いただいた上で言っていることについては、趣旨を基にしたものであって、その部分であえて表現の方法と1つとして誤解を招きやすい部分であるので、替えたほうがいいのではないかと、先ほど横手委員からもご意見をいただいた部分であれば、それは、すみません。新人としての言い訳になってしまいますが、適切な表現に変更したほうがいいと思うので、訂正させていただければと思います。なので、皆様にご理解をどういただいているかによって対応については委ねていきたいと思っております。

以上です。

【黒沢委員長】 今、福岡委員からのも発言をいただいたところでございます。じゃ、皆さん、侮辱という意図はなかったということはご理解いただけますでしょうか。

(「はい」の声あり)

【黒沢委員長】 ただ、令和5年度の意見なので、本来は令和5年度の決算の中で聞いていただくべき内容だったかなとは思いますし、それが令和6年度の審査の中で監査委員からもそういう指摘がなかったにも、令和5年度の部分を持ち出してという部分については、ちょっと行き過ぎだったかなと、継続していないのに継続しているんじゃないかというような想起をさせるような発言になってしまったということは、残念だったかなと思います。

今、福岡委員からも訂正はやぶさかではありませんというようなお話をいただいたので、事務局の力も借りながら、正副でご本人と話合いをしながら、議事録については訂正もしくは削除という対応にならうかと思いますけど、そういう形で対処させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【黒沢委員長】** この内容についても、委員会の中であえてやらせていただいた理由としては、委員会の中継は生中継で流しております。生中継で流されていて、もしそういう感覚を持った町民の皆さんがあいたときに、委員会として何も対処しないでいいのかということをもし思ってもらっては困るということもあって、しっかりと委員会の中でその部分についても解決していくんだということをあえてご理解いただければという思いで、私の判断で委員会の審査中にやらせていただいたということについては、ご理解をいただければと思います。

こういうこともありましたので、新人の議員さんもいらっしゃいますので、当然委員会の中での発言ですとか、それから本会議場での発言ですとか、そういったところについては、十分先輩議員の力も借りながら、重々注意をしながら発言をしていただければと思いますので、今回のこの件を教訓に、また先輩議員である我々も新しい気持ちでさらに注意深く発言をしていきたいなと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

皆さんから何かなければ、これで本日の特別委員会を終わりたいと思いますけども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【黒沢委員長】** 終了の前に、明日の審査については教育委員会をもって最終となりますけれども、教育委員会の審査が終わってすぐにというか、多少時間を空けますけれども、総括質疑の内容を出していただくことになると思いますので、今日までの分については、総括質疑をまとめておいていただいて、教育委員会の審査を終わったら、それほど時間をかけないで総括質疑を事務局に提出できるような態勢だけはお願いできればなと思いますので、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**【黒沢委員長】** それでは、以上で、決算特別委員会第3日目を終了とさせていただきます。

最後、副委員長からのご挨拶にしますか。

**【吉田副委員長】** 円滑なご審議にご協力賜りましてありがとうございました。

それでは、決算特別委員会3日目を終了いたします。お疲れさまでした。

午後4時05分 散会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長